

入札説明書

中部地方整備局の平成24年度 通信ネットワーク設備工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 平成24年10月2日

2. 契約担当官等

支出負担行為担当官 中部地方整備局長 梅山 和成
愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第二号館

3. 工事概要

- (1) 工 事 名 平成24年度 通信ネットワーク設備工事（電子入札対象案件）
- (2) 工事場所 中部地方整備局外26箇所
- (3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。
- (4) 工 期 契約締結日の翌日から平成25年3月25日まで
- (5) 使用する主要な資機材 電子応用設備（機器単体費）1式 . 電子応用設備 1式
- (6) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (7) 本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（標準型Ⅱ型）の試行工事である。
- (8) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の対象工事である。
- (9) 本工事は、発注者が、応札者の見積書の提出を求め、ヒアリングを通じて見積書の妥当性を確認し、妥当性が確認できた見積書を予定価格に反映させる試行工事である。競争参加資格確認資料等の提出時に次の見積書を提出するものとする。
 - ① 積算に必要な直接工事費の内訳を記載した歩掛見積書（以下、「歩掛見積書」という。）
 - ② 積算に必要な機器単体費・直接工事費・共通仮設費・現場管理費の内訳を記載した見積書（以下、「指定工種見積書」という。）なお、詳細については 26. (6) (7) による。
- (10) 本工事は、ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、監督業務を重点的に実施する工事の対象となった場合を除く。
- (11) 本工事は、中部地方整備局における公共工事の品質確保への取り組みを一層促進、並びに現下の諸課題等への対応方策を検討するため、入札公告及び説明書に記載する一般競争の拡大、不良不適格業者の排除及びダンピング対策に係る各取り組み内容について試行する工事である。

なお、上記取り組み内容の詳細については、
国土交通省中部地方整備局 ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/>
「企業と自治体」－「建設関係情報」－「公共工事の品質確保に関するページ」－「品質確保への取り組み」－「中部地整の新たな入札手続きの取り組み」に記載されているとおりである。
- (12) その他
 - ① 本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。「紙入札方式参加承諾願」については
国土交通省中部地方整備局 ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/>
「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「電子入札情報」－「電子入札中部地方整備局様式」よりダウンロードすること。

この申請の窓口及び受付時間は次のとおりである。

・受付窓口：中部地方整備局 総務部 契約課 契約第一係

〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第二号館
電話 052-953-8138 (直通)

・受付時間：10時～16時までとする。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）は除く。

② 電子入札システムで使用できるICカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のICカードのみである。

4. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における通信設備工事の一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成9年度以降に、元請けとして、下記に示す同種又は類似工事の要件を満たす通信設備について、自ら品質管理・検査を含めた据付調整の工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない）。）

経常建設共同企業体にあっては、いずれかの構成員が、平成9年度以降に元請けとして下記に示す同種又は類似工事を施工した実績を有すること。

ただし、発注者から企業に対して通知された評定点が65点以上の実績に限る。（工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあっては、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡し完了したことを証明する書類をもって65点と見なす。）

①同種工事：有線通信設備（光ファイバケーブル布設工事を除く）及び無線通信設備の双方を設置（新設、増設、改良、更新の何れか）した工事

②類似工事：有線通信設備（光ファイバケーブル布設工事を除く）又は無線通信設備の何れかを設置（新設、増設、改良、更新の何れか）した工事

- (5) 本工事における設備の製作に係る設計管理、工程管理、検査・試験に関する自らの体制を有すること。
また、本工事における当該設備の引き渡し後において、当該設備の障害時の支援体制、補修部品の供給体制並びに発注者からの技術的内容についての問い合わせ等に対応できる体制（以下、「アフターケア体制」という。）を確保していること。
- (6) 下記9. (2)(イ)に示す評価項目に対し提出された技術提案（以下「技術提案書」という。）の提案内容が発注者の設定している標準案（別添資料1-1参照）と同等以上であること。
- (7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。

① 技術士（総合管理部門（選択科目を「電気電子部門」又は電気電子部門とするものに限る））又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

- 1) 電気通信主任技術者免状の交付を受けた後、通信設備工事に関し5年以上の実務経験を有する者
- 2) 監理技術者資格者証（通信設備工事）を有する者
- 3) 電気工学、電気通信工学に関する学科を卒業後、以下に示す期間以上の通信設備工事实務経験を有する者

高等学校（旧中学校令による実業学校を含む）	5年以上
高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む）	3年以上
大学（旧大学令による大学を含む）	3年以上

- 4) 10年以上の通信設備工事の実務経験を有する者
 なお、主任技術者の場合は、下記に示す資格を有する者でなければならない。
 ・「建設業法第7条2号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。(建設業法施行規則第7条の三及び国交省告示1424号(平成17年12月16日)参照)
- ② 上記(4)に掲げる工事の経験を有する者であること(品質証明員、土木工事事業確認技術者としての経験は除く。)(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合に限る(乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない)。
 ただし、発注者から企業に対して通知された評定点が65点以上の実績に限る。(工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあっては、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡し完了したことを証明する書類をもって65点と見なす。)
 経常建設共同企業体にあっては、一人で(6)①の基準を満たし、上記(4)に掲げる同種又は類似工事の実績を有した技術者を構成員の何れかで1名、専任で配置できること。残りの構成員においては専任で上記の(6)①の基準を満たす技術者を配置できること。
 なお、入札後の措置として、建設業法施行令第27条第1項で定める金額の3倍未満で契約した企業においては、上記(6)①の基準を満たし、上記(4)の同種工事の実績を有した技術者を1名専任とすることで、残りの構成員が配置する技術者は専任を要しない。
- ③ 当該工事を受注した場合において、専任で配置する技術者について、配置予定技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係が資料提出日以前に3ヶ月以上あること。
- ④ 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあつては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ⑤ 配置予定技術者は、据付現場での技術者(経常建設共同企業体にあっては、据付現場での全ての構成員の配置予定技術者)とする。なお、現場据付時期は平成25年1月頃を予定しており、配置予定技術者は当該時期から専任できるものであること。
- (8) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)、競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)及び技術提案書(以下「技術提案書等」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 中部地方整備局(港湾空港関係を除く。)が発注した工事のうち、平成22年4月1日から平成24年3月31日までの2年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工種に係る工事成績評定点の平均が65点以上であること。なお、当該工種とは、21工種の各工種区分をいう。
- (10) 3.(1)に示した工事に係る以下に掲げる設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
 ・該当無し
- (11) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。
- ① 資本関係
 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 (イ) 親会社と子会社の関係にある場合
 (ロ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- ② 人的関係
 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 (ロ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
 その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (12) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、26.(14)に所在すること。
 また、経常建設共同企業体として資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の

本店所在地が、上記区域内であること。

- (13) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5. 設計業務等の受託者等

- (1) 4. (9)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①又は②に該当する者である。
- ① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
 - ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6. 担当部局

〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第二号館
中部地方整備局 総務部 契約課 契約第一係
電話 052-953-8138 (直通)

7. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、4.に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、技術提案書等を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4. (2)の認定を受けていない者も次に従い技術提案書等を提出することができる。この場合において、4. (1)及び(3)から(12)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に於いて4. (2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に於いて4. (2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに技術提案書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

技術提案書等の提出は、以下により電子入札システムを用いて提出すること。

ただし、紙入札方式の場合は「持参」又は「郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものとする。）（以下「郵送等」という。）」すること。

以下、「郵送等」については、期日までに送付（必着）すること。

電子入札システムによる提出の場合：

- ① 提出期間： 別表1.①のとおり
- ② 提出方法：

電子入札システム「技術資料」画面の添付資料フィールドに「申請書」（別記様式1）及び「資料」（表紙1、1-2、1-3及び別記様式I、II、2、3、3-2、4-1、4-2）、技術提案書フィールドに「技術提案書」（表紙2及び別記様式5）をそれぞれ添付し提出すること。ただし、技術提案書等の合計ファイル容量が3MBを超える場合には、郵送等すること。

郵送等で提出する場合には、必要書類の一式を送付するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、郵送等により提出する場合は、下記の内容を記載した書面（様式自由）を電子入札システムより、技術提案書等として送信すること。

- 1. 郵送等する旨の表示
- 2. 郵送等する書類の目録
- 3. 郵送等する書類のページ数
- 4. 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

郵送等の場合の送付先は6.に同じ。

- ③ ファイル形式：

電子入札システムによる提出資料のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

- ・一太郎 2007以下
 - ・Microsoft Word 2002以下
 - ・Microsoft Excel 2002以下
 - ・その他のアプリケーション PDFファイル Acrobat 6以下
 - 画像ファイル JPEG形式又はGIF形式
 - 圧縮ファイル LZH形式のみ
- ※ZIP等、他の圧縮形式は認めない。

紙入札方式による提出の場合：

- ① 受付期間：上記電子入札システムによる受付期間と同じ
 - ② 受付場所：持参する場合の受付場所及び郵送等の送付先は 6. に同じ
- (2) 申請書は、別記様式1により作成すること。
- (3) 資料は、次に従い作成すること。

ただし、①の同種又は類似工事の施工実績、②の配置予定の技術者の同種又は類似工事の経験については、工事が完成し、引渡しが進んでいるものに限り記載すること。

なお、「同種又は類似工事の施工実績」（別記様式2）、「配置予定技術者の資格・工事経験」（別記様式3）に記載する工事は、評定点が65点以上であることとし、当該工事に係る工事成績評定通知書等の評定点を証明する書類の写しを添付することを必須とするが、工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあつては、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡しが完了したことを証明する書類をもって65点と見なす。また、「配置予定技術者の資格・工事経験」に係る工事で、転職等により工事成績評定通知書等の評定点を証明する書類の写しを添付することが困難な実績にあつては、検査に合格したことを証明する書類、引渡しが完了したことを証明する書類又は「工事実績情報システム（CORINS）」の写しをもって65点と見なす。ただし、評定点が65点以上の実績の写しに限る。

評定点が65点未満のもの及び必要資料の添付がないものは、実績無しと見なし入札に参加出来ないので留意すること。

① 施工実績（別記様式2）

4. (4)に掲げる資格があることを判断できる同種又は類似工事の施工実績を別記様式2に1件記載すること。

なお、経常建設共同企業体にあつては、いずれかの構成員の4. (4)に掲げる実績を記載すること。

② 配置予定の技術者（別記様式3）

(ア) 4. (6)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種又は類似工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式3に1件記載することとし、他の工事の従事状況においては、国・県・市町村・民間等全てにおいて、専任、非専任の立場に関わらず記載し、本工事を受注した場合の対応措置においては、従事案件における発注者の意向を踏まえ、明確に記載すること。経常建設共同企業体にあつては、構成員の何れかから専任で配置する、4. (6)①の基準を満たし4. (4)に掲げる同種又は類似工事の実績を有した技術者と、その他の構成員から配置する4. (6)①の基準を満たした技術者を記載すること。

なお、配置予定技術者として複数人（最大3名を限度・経常建設共同企業体にあつては各構成員に対し最大3名を限度）の候補技術者を記載することもできるが、技術者を評価する過程においては、配置予定者として認められた者のうち、実績等が一番低いと判断される者で評価する。なお、配置予定技術者として4名以上の記載があった場合は、配置予定技術者として認められた者のうち、実績等が下位3名と判断される者に競争参加資格を与え、それ以外の者については競争参加資格を与えない。また、技術者の資格において、実務経験年数を資格とする場合は、実務経験年数が証明できる資料を添付すること。

(イ) 入札書投函後開札までの期間及び入札保留がなされている期間において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置する事ができなくなった場合は、直ちに書面によりその旨の申し出（理由：技術者の重複により）を行うこと。なお、その申し出に基づき投函

された入札書は、無効とする。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したこと及びその他のやむを得ない理由（死亡、退職、病休等）により配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。申請書を電子入札システムにより提出した場合であっても、申請書の取下げは書面により行うこと。

他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

なお、実際の工事にあたって受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、技術者を変更（18. で後述）できるものとする。

③ 契約書の写し

①の同種又は類似工事、②の配置予定技術者の経験においては、施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。また、①の同種又は類似工事、②の配置予定技術者の経験においては、「工事实績情報システム（CORINS）」に登録無き工事及び「工事实績情報システム（CORINS）」にて工事内容が確認できない工事（簡易 CORINS で登録した工事等）については、契約書の他に施工計画書等の当該工事の内容（同種工事等の工事实績及び技術者の従事実績）が証明できる書類を添付すること。

必要書類の添付がないものについては、入札に参加できないので留意すること。

④ 製作体制及びアフターケア体制（別記様式 4-1、4-2）

(ア) 本工事における当該設備の製作に係る設計管理、工程管理、検査・試験に関する自らの体制（以下、「製作体制」という。）を（別記様式 4-1）に記入すること。

(イ) 本工事における当該設備の引き渡し後において、当該設備の障害時の支援体制、保守部品の供給体制並びに発注者からの技術的内容についての問い合わせ等に対応できる体制（以下、「アフターケア体制」という。）を別記様式 4-2 に記入すること。

⑤ 工事成績評定点一覧表

国土交通省中部地方整備局及び事務所（管理所）（いずれも港湾空港関係を除く。）の発注工事で、平成 22、23 年度に完成した全ての通信設備工事の工事名称、発注事務所名、工期及び工事成績評定点について参考資料（工事成績評定点一覧表）に記載すること。

この資料が添付されない場合、評価されない場合があるので留意すること。

⑥ 地域貢献（ボランティア）の実績（別記様式Ⅱ）

「参加を希望する企業」又は「参加を希望する企業が会員等となっている団体」が中部地方整備局管内で道路・河川行政（港湾空港関係を除く）に係る地域ボランティア活動により中部地方整備局長から表彰や感謝状を受けた場合（中部地方整備局長から感謝状を受けた場合はその活動場所が以下に示す地域内の場合に限る）については、ボランティア活動実績概要書（別記様式Ⅱ）に活動実績をとりまとめ、その表彰状又は感謝状の写しを添付すること。

愛知県：名古屋市

ただし別表 1. ⑨に示す基準日から遡って 2 年以内の場合に限る。

⑦ 継続教育（CPD）単位の取得状況

配置予定の技術者が、建設系 CPD 協議会等に加盟する団体が発行する CPD（継続教育）の単位を、平成 23 年 4 月 1 日より平成 24 年 3 月 31 日までに年間推奨単位（各団体の 1 年間の推奨単位（ユニット等））以上取得している場合は、証明できる書類（当該団体が発行した証明書の写し）を添付すること。

⑧ 災害協定の締結の有無

中部地方整備局、中部地方整備局の事務所と、参加を希望する企業が会員等となっている法人格を有する団体とが災害協定を締結し、参加を希望する企業がその協定に基づく災害応急活動等に従事する者である場合は、それを証明する当該団体等が発行する会員である証明書の写し（平成 24 年 4 月 1 日以降の証明のものに限る）を添付すること。

なお、後日、別表 1. ⑨に示す基準日において会員等になっていないことが判明した場合は指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

⑨ 災害活動の実績（別記様式Ⅰ）

平成 19 年 4 月 1 日以降に「中部地方整備局管内において、「政府調達に関する協定（平成 19 年 7 月 23 日外務省告示第 421 号）」付属書 I 付表 1 から 3 において特定された機関及びそれ以外の市町村の要請を受けて緊急的に実施した災害支援活動（鳥インフルエンザ等防疫活動を含む）」及び、「中部地方整備局管外において、中部地方整備局、事務所の要請により災害支援活動」を行った実績がある場合は、災害活動実績概要書（別記様式 I）にその活動概要を記入し、それを証明できる書類（要請書、協定書、契約書等の写し若しくは、機関や自治体の参加実績証明書）を添付すること。

また、活動実績が下請である場合は、資料として、機関等が発出した元請への要請書や契約書の写し、及び、元請から下請への要請書や契約書の写し等を添付し、活動状況の分かる写真等もあればあわせ添付すること。

また、実績により中部地方整備局長、中部地方整備局の事務局長（管理所長）又は機関や自治体等の長から表彰又は感謝状を受けた場合は、その写しを添付すること。

なお、上記の資料等により災害活動の実績が確認できない場合は評価しない場合がある。

⑩ 技術提案書の提出（表紙 2 及び別記様式 5）

下記 9.（2）（イ）に示す評価項目に対し、技術的事項に対する所見を技術提案書（別記様式 5）に記載すること。

技術提案書に記載する配慮事項の内容の評価結果が認められることにより、設計図書において施工方法を指定しない部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではない。

技術提案書に記載する内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合、発注者は無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有するものはこの限りではない。

⑪ 表彰（別記様式 2、別記様式 3）

中部地方整備局（港湾空港関係を除く）から、企業が元請として優良工事表彰（対象は平成 23、24 年度表彰で、当該工種の工事にて受賞したものに限り）、安全工事表彰（対象は平成 23、24 年度表彰）、地域貢献等表彰（対象は平成 23、24 年度表彰）を受賞した場合は、別記様式 2 に記載（地域貢献等表彰は表彰の写しも添付）すること。

また、中部地方整備局（港湾空港関係を除く）から、配置予定技術者が優良工事技術者表彰（対象は平成 21～24 年度表彰）を受賞した場合は、別記様式 3 に記載すること。

なお、別記様式 2、3 に記載が無い場合（地域貢献等表彰の写しの添付が無い場合を含む）は評価しないので留意すること。

（4）資料及び技術提案書作成説明会

資料及び技術提案書作成説明会については、原則として実施しない。

（5）施工体制確認のためのヒアリングの実施

施工体制をどのように構築し、それが施工内容の実現確実性の向上につながるかを審査するため、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした入札参加者に対して、原則として開札後速やかにヒアリングを実施するが、その実施方法等については、別途連絡するものとする。

なお、予定価格の範囲内の価格で申込みをした入札参加者のうち、技術提案書、入札書、工事費内訳書及び工事施工内容確認資料（別記様式 7）の内容により、施工内容の実現確実性の向上に対し、十分に確認が出来ると認められる場合は、ヒアリングを実施しない場合がある。

① 日 時 : 別表 1.⑥のとおり

② 場 所 : 〒〒460-8514

愛知県名古屋市中区三の丸二丁目 5 番 1 号 名古屋合同庁舎第二号館
中部地方整備局 企画部 情報通信技術課 基準係
電話 052-953-8157（直通）

③ 資料の提出 : 入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格（17(2)参照）に満たない者に対し、ヒアリングのための追加資料の提出を求める。また、調査基準価格を満たす者に対しても、必要に応じ追加資料の提出を求める場合がある。提出を求めることとなる追加資料及び審査方法の概要は、別紙のとおりとし、その提出は、別表 1.⑦に示す期日までに行うものとするが、別紙の追加資料については、提出後の修正及び再提出は認めない。

なお、予決令第 85 条に基づく調査基準価格（17(2)参照）に満たない者に対して

は、下記 11. (4) の開札の後速やかに追加資料の提出に対する意向の確認を求める場合がある。この際に、追加資料の提出の意向のない者については、下記 11. (4) の開札後、追加資料の提出を行わない旨を下記により書面（様式は自由）にて提出するものとする。

- ・提出期限： 別表 1. ⑧のとおり
- ・提出場所： 6. に同じ
- ・提出方法： 原則として持参とする。（場合によっては、郵送又は電送による提出も可）

上記により、追加資料の提出を行わない旨の提出があった者については、入札を無効として取り扱うものとする。

- ④ その他： 施工体制確認のためのヒアリングを行う対象者は配置予定技術者のうちの 1 名とする。配置予定技術者を複数人の候補技術者とした場合は、別記様式 3 ヒアリング対象者区分欄へ対象者となる配置予定技術者（1 名）を区分して明記すること。

なお、追加資料を求める場合においては、面談形式によるヒアリングを実施するものであるが、入札参加者別のヒアリング日時については、追って連絡する。ヒアリングへの出席者には、配置予定技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で 3 名以内とする。追加資料の提出がない場合、内容に不備がある場合及びヒアリングに応じない場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがある。審査方法の概要は別紙のとおり。

- (6) 技術提案書に対する審査等

技術提案書に対する審査及び評価は、中部地方整備局技術審査会において行うものとするが、VE 評価は実施しない。また、評価の基準日は別表 1. ⑨に示す基準日にて評価するものとする。

なお、審査（提案の適否）及び評価（総合評価加算点）の内容は下記のとおりとする。

下記 9. (2)(イ)に示す評価項目において、実現性、有効性に関する技術的な裏付け等について審査及び評価する。

- (7) 競争参加資格の審査において、技術提案書等の提出がない場合（必要書類の提出不足等も含む）又は他の入札参加者と本件工事について相談等を行い作成されたと認められる場合など技術提案書等の記載内容が適正でない場合は競争参加資格を認めない。また、競争参加資格の審査において、技術提案書における記載内容が発注者の設定している標準案と同等以上でない場合は競争参加資格を認めない。

- (8) 競争参加資格の確認は、技術提案書等の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無の結果については別表 1. ⑩に示す期日までに通知する。通知において、参加資格「有」とした者に対しては、技術提案に基づく入札の可否についても併せて通知し、参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

- (9) 競争参加資格確認資料のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングについては、原則として実施しない。

- (10) その他

- ① 技術提案書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 支出負担行為担当官は、提出された技術提案書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された技術提案書等は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における技術提案書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。
- ⑤ 技術提案書等に関する問い合わせ先
(1)、(2)及び(8)に関して・・・ 6. に同じ。
(3)から(7)、(9)及び(10)並びに既設設備に関しては次による。

〒460-8514

愛知県名古屋市中区三の丸二丁目 5 番 1 号 名古屋合同庁舎第二号館

中部地方整備局 企画部 情報通信技術課 基準係

電話 052-953-8157 (直通)

- ⑥ 入札参加希望者は、技術提案書作成にあたって下記に示す関連資料の閲覧を受けることが出来

る。

- ・ 閲覧関連資料
既設関連設備の完成図書
その他関連資料
- ・ 閲覧期間：別表 1. ⑬のとおり
- ・ 閲覧申込方法：閲覧を希望する者は、書面（書式自由）を申込先へ持参、郵送又は電送により送信することにより申し込むものとする。ただし、電送の場合は着信確認をすること。
- ・ 申込期間：別表 1. ⑭のとおり
- ・ 申込先：中部地方整備局 企画部 情報通信技術課 基準係
電話 052-953-8157（直通） ファクシミリ 052-953-8484
メールアドレス dentsu@cbr.mlit.go.jp
- ・ その他：関連資料の閲覧方法等については追って通知する。

8. 競争参加資格がないと認められた者等に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者、又は技術提案を認められなかった者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認められた理由、又は技術提案を適正と認めなかった理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- ① 提出期限： 別表 1. ⑪のとおり
 - ② 提出場所： 6. に同じ。
 - ③ 提出方法： 電子入札システムによる。提出後、6. に提出した旨を電話で通知すること。ただし、技術提案のみが認められなかった者については、電子入札システムによる提出ができないため、持参又は郵送等により提出すること。
紙入札方式の場合は、競争参加資格、技術提案のいずれにおいても持参又は郵送等とする。持参又は郵送等の場合の提出場所は、6. に同じ。
- (2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、別表 1. ⑫に示す期日までに説明を求めた者に対し、電子入札システムにより回答するので確認すること。なお、紙入札方式の場合は書面により回答する。

9. 総合評価落札方式に関する事項

- (1) 総合評価落札方式の仕組み
本工事的総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。
- ① 当該工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点 100 点を付与する。
 - ② 4. (5)の技術提案と資料で示された実績等により最大 50 点の加算点を与える。
 - ③ 9. (2)の評価項目について、9. (3)①の表で定めるところにより施工体制評価点を最大 30 点与える。
 - ④ 得られた標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した評価値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。
なお、入札価格（VE 提案等の内容に基づく施工を行うことによりコスト削減の達成が可能となること及びその削減額が 9. (3)①の資料において明らかにされたときは、コスト削減金額として中部地方整備局長が認めた金額を当該入札価格に加えた価格）が特別重点調査基準価格（予定価格の算定の前提とした各費用項目毎の金額に、機器単体費については 69%、直接工事費については 75%、共通仮設費については 70%、現場管理費（含む機器間接費）については 70%、一般管理費については 30%をそれぞれ乗じて得た価格を合計したものをいう。）に満たない場合は、審査を特に重点的に行う。また、施工体制評価点が低いものは、別紙（施工体制確認型総合評価落札方式について）3(4)に基づき、加算点の付与を行う。
- (2) 評価項目
各評価項目の評価指標の内容を以下に示す。
- (ア) 施工体制（品質確保の実効性・施工体制確保の確実性）

- (イ) 性能等の評価に関する事項
 - (i) 社会的要請の技術提案に関する事項
 - ・「既設通信設備に対する影響軽減対策」について
- (ウ) 技術者の能力に関する事項

同種又は類似工事の実績、工事成績、継続教育（CPD）単位の取得状況、優良工事技術者表彰により評価
- (エ) 企業の能力に関する事項

同種又は類似工事の施工実績、工事成績、優良工事表彰、安全工事表彰、地域貢献等表彰により評価
- (オ) 地域に関する事項

災害活動実績、災害協定締結の有無等により評価
- (カ) 事故等による指名停止等に関する事項

事故等による指名停止等、贈賄等による指名停止等によりマイナス評価

(3) 入札の評価に関する基準及び得点配分

①施工体制（施工体制評価点）

評価項目	評価基準	配点	得点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15点	／15点
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5点	
	その他	0点	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	15点	／15点
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5点	
	その他	0点	

②本工事の総合評価に関する加算点は以下のとおり付与する。

評価項目			最大加算点 (下記に示す点数の範囲で付与)	
企業の技術提案	社会的要請	下表③参照	20点	
施工能力等	技術者の能力	同種又は類似工事の施工実績及び役職	4点	最大25点
		継続教育（CPD）単位の取得状況	1点	
		工事成績（配置予定技術者の実績として提出された成績を評価）（平成20年度以降に完成した工事の実績）	5点	
		優良工事技術者表彰（対象は平成21～24年度表彰）	2点	
	企業の能力	同種又は類似工事の施工実績	3点	
		工事成績※1	5点	
		優良工事表彰等（対象は平成23, 24年度表彰）	4点	
	安全工事表彰（対象は平成23, 24年度表彰）	1点		
	地域貢献等表彰（対象は平成23, 24年度表彰）	1点		
地域	地域貢献度	災害活動実績	4点	最大5点
		災害協定締結の有無	3点	
		ボランティアによる地域貢献（表彰日より2年間）	1点	

事故等による指名停止等（マイナス評価）※2	- 3点
贈賄等による指名停止等（マイナス評価）※3	- 3点
合計加算点の最大値	50点

※1：

- (ア) 中部地方整備局発注（港湾空港関係を除く）の工事成績平均点（小数第2位以下切捨）
- (イ) 平成22、23年度に完成した「当該工種」の工事が対象
- (ウ) 上記実績が1工事のみの場合は74点を加算し平均する
- (エ) 上記実績が無い場合は『65点』の見なし点数とする

※2、※3：

※2	事故等による指名停止等	中部地方整備局の発注工事で施工中の事故等により営業停止・指名停止・口頭注意・文書注意を受けた場合、中部地整管内で施工中の事故等により指名停止を受けた場合はマイナス評価とする。 事故等とは、施工中の安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故、安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故、過失による粗雑工事をいう。	営業停止又は指名停止期間処置後、文書注意後ならびに口頭注意後の減点（マイナス）評価期間は下表のとおり
※3	贈賄等による指名停止等	中部地方整備局管内で贈賄等により営業停止を受けた企業又は中部地方整備局から贈賄等により指名停止・文書注意・口頭注意を受けた企業はマイナス評価とする。 贈賄等とは、虚偽記載、契約違反、贈賄、独占禁止法違反行為、不正又は不誠実な行為をいう。	営業停止又は指名停止期間処置後、文書注意後ならびに口頭注意後の減点（マイナス）評価期間は下表のとおり

措置	指名停止等措置期間	措置後の減点（マイナス）評価期間
指名停止	2週間以上1ヶ月以内	3ヶ月間
	1ヶ月を超え2ヶ月以内	4ヶ月間
	2ヶ月を超え3ヶ月以内	5ヶ月間
	3ヶ月を超えるとき	6ヶ月間
文書警告・文書注意	—	発日+2ヶ月
口頭注意	—	発日+1ヶ月
営業停止	営業停止期間	営業停止期間終了後6ヶ月間
指名停止措置後営業停止	指名停止及び営業停止期間	営業停止期間終了後3ヶ月間

- ・ 優良工事表彰を受けた企業が営業停止を受けた場合は、営業停止以前に受賞した優良工事表彰を加算評価の対象としない。
- ・ 安全工事表彰を受けた企業が事故等により文書注意以上の措置を受けた場合は、措置以前に受賞した安全工事表彰を加算評価の対象としない。
- ・ 工事成績優秀企業の認定を受けた企業が事故等により文書注意以上の措置を受けた場合は、措置以前に受賞した工事成績優秀企業認定を加算評価の対象としない。
- ・ 別表1.⑨に示す基準日において評価する。

③性能等の評価に関する技術提案内容の評価基準は以下のとおりとする。

評価の基本	「既設通信設備に対する影響軽減対策」の評価項目に対して、標準案より優れている技術提案を加算点の対象とする。	
評価項目	評価基準	加算点 (下記より点数を付与)

「既設通信設備に対する影響軽減対策」	下記の評価項目設定理由を踏まえ、「既設通信設備に対する影響軽減対策」に繋がる工夫のポイントが記述されかつその工夫・提案に関して、具体的手法の記述内容により、効果・効用等の優位性に対して評価する。	最高20点を限度とする。
評価項目設定理由	本工事で新たに整備する通信設備は、各種情報等の集配信を行っている既設設備と接続することから、施工時における既設設備への情報欠落等の影響軽減を図る必要がある。 施工時における迅速な切替及び、的確な通信路の確保が重要な課題である。	

※1：記載に関する事項

- (ア) 評価項目に対する提案数は5提案までとし、1つの提案項目に複数の提案があった場合でも1提案として扱う。
- (イ) 技術提案書（別記様式5）A4サイズ片面3枚以内で簡潔かつ要領よく記述するものとし、文字サイズについては10.5ポイントとする。また、「技術提案の概要」と「具体的手法と技術的な根拠並びに標準案に対する優位性」の記載内容が一致しない場合は、評価をしない場合がある。
- (ウ) 参考資料を添付する場合は、以下に示す項目に留意すること。なお、評価の対象は技術提案書に記載された内容で行う。
 - (i) 参考資料は、技術提案書を補完する図表、写真、文献の抜粋等に止め、A4サイズにて明確に判読できるものとし、技術提案書（別記様式5）を含め片面10枚以内とすること。
 - (ii) 参考資料にNETISに登録された工法等を記載する場合は、登録番号のみを記載するものとし、その他、カタログ等を含め公表されている資料の写しを添付する必要はない。

※2：技術提案内容の評価に関する事項

- (ア) 技術提案においては、別添資料1-1に示す前提条件に基づき提案すること。
- (イ) 提案内容が、評価項目に対し5提案を超過した場合については、提案内容の記載順に5提案までの内容で評価するものとする。又、※1（イ）に示す規定枚数を超過した場合については、資料順に規定枚数までの内容で評価するものとする。なお、超過した以降の内容は評価しない。
- (ウ) 提案内容が、上記の評価項目設定理由に対し、効果のポイントをとらえ優位性が高いと認められる場合は高く評価する。
- (エ) 提案内容が、上記の評価項目設定理由に示す課題を根本的に解決する内容である場合は、上記より更に高く評価する。
- (オ) 提案内容が、「推奨技術」等および「建設ICTの活用」の有効な技術を使用し優位性が認められる場合は高く評価する。
- (カ) 提案内容が重複しており、かつその効果が重複する2つ目以降の提案については、1つ目の評価より低く評価する。
- (キ) 通常、一般的に実施されていると判断される提案、効果が標準案と変わらないと判断される提案は、標準案と同等とし評価しない。
- (ク) 提案内容は、具体的な根拠を伴い担保・確認ができるものとし、抽象的な内容（「丁寧に施工する」等）の場合は評価しない。
- (ケ) 単に「品質管理の頻度を増加させる」、「出来形の基準値を厳しくする」等の品質向上に繋がらない技術提案は評価しない。
- (コ) 提案内容が以下に該当する内容である場合には、提案として認めないものとする。
 - (i) 提案内容が前提条件の変更となるもの。
 - (ii) 評価項目設定理由の趣旨や前提条件を満足しないもの。
 - (iii) 提案内容が、評価項目設定理由に対する効果の度合いに対し、過度のコスト負担を要すると認められるもの。
- (サ) 提案内容が以下に該当する内容である場合には、減点するものとする。
 - (i) 技術提案書における規定枚数を超えるものは、5点を減点する。
 - (ii) 技術提案書及び参考資料の合計枚数が規定枚数を超えるものは、5点を減点する。
 - (iii) 提案数が5提案を超える場合は、5点を減点する。
 - (iv) 認められない提案のうち評価項目設定理由の趣旨や前提条件を大きく逸脱するものと判断

される場合は、5点を減点する。

(4) 落札者の決定

① 入札参加者は、価格をもって入札する。標準点に加算点を加えた点数をその入札価格で除して評価値(評価値 = { (標準点 + 施工体制評価点 + 加算点) / (入札価格) }) を算出する。次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の制限範囲内であること。

(イ) 提案が最低限の要求要件(標準案)同等程度の内容を含みそれ以上であること。

(ウ) 評価値が標準点(100点)を予定価格で除した数値(基準評価値)に対して下回らないこと。

入札参加資格を満たす者の評価点数の合計は、100点を下限値とする。なお、評価点数の合計が100点に満たない場合であっても100点を下限値とする。

加算点数は、小数点第5位以下切り捨て。評価値は、小数点第5位以下切り捨てとする。

② ①において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。くじの実施方法等については、電子入札システムにて通知する。

(5) 評価内容の担保

技術提案書に記載された内容については、工事完成後において、履行状況について検査を行う。受注者の責により入札時に提示された技術提案書の履行がなされなかった場合は、見直しの評価を行い、当初評価値との差により、違約金を徴収する。ただし、ペナルティー額は入札価格の10%を上限とする。この取り扱い方法については、契約締結時に定め、契約書に明記するものとする。なお、工事成績評定についても、最大10点を限度に減ずるものとする。ただし、特に悪質と認められる場合は、最大20点まで減ずるものとする。

(6) 総合評価落札方式における技術提案の採否等の通知に関する問い合わせ

① 入札参加者は、7.(8)に掲げる競争参加資格の確認の通知時に合わせて通知される技術提案の採否等の通知について、中部地方整備局企画部技術開発調整官(以下「技術開発調整官」という。)に対し、競争参加資格の確認の通知日の翌日から起算して3日以内(休日を含まない。)に、様式(様式ア)に必要事項を記載の上、メール又はFAXにより問い合わせをすることができる。なおその際の連絡先は、競争参加資格の確認の通知時に合わせて通知することとする。

② 技術開発調整官は、①の問い合わせがあった場合には、競争参加資格の確認の通知日の翌日から起算して8日以内(休日を含まない。)に当該問い合わせをした者に対し、メール又はFAXにより説明する。

③ 入札参加者は、①の問い合わせに加えて、落札者の決定の通知日の翌日から起算して3日以内(休日を含まない。)に、技術開発調整官に対し、様式(様式イ)に必要事項を記載の上、面談等による説明を求めることができる。その際の連絡先は、①の連絡先と同じとする。なお、①の問い合わせをしなかった入札参加者であっても、この期間に面談等による説明を求めることができる。

10. 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。

① 受領期間: 別表1.②のとおり

持参する場合は、別表1.②に示す上記期間の休日を除く毎日、10時から16時まで。

② 提出場所: 6.に同じ。

③ 提出方法: 電子入札システムにより提出すること。提出後、6.に提出した旨を電話で通知すること。紙入札方式の者は、書面を持参又は電子メール(メールアドレス keiyaku@cbr.mlit.go.jp)で提出すること。電子メールの場合には提出後、6.に提出した旨を電話で通知すること。持参の場合の提出場所は、6.に同じ。

電子入札システムによる質問書の提出にあたっては、質問書に業者名(過去に受注した具体的な工事名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。)を記載するなど、他の参加者に自社の参加が知り得る状況となる質問を行った場合には、公正な入札の確保が出来ないため、その者は入札に参加することができないものとする。

なお、当該質問者が既に競争参加資格を有している場合においては、当該参加資格を取り消すこととする。

- (2) (1)の質問に対する回答書は、電子入札システムにより回答するので確認すること。また、次のとおり閲覧にも供する。紙入札者に対しては電子メールで回答する。
- ① 期間： 別表1.③のとおり
 - ② 場所： 6. に同じ。

11. 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 電子入札システムによる入札の受付期間は、別表1.④のとおり。
- (2) 持参による入札書の受付期間は、上記(1)に同じとし、中部地方整備局 総務部 契約課へ持参すること。
- (3) 郵送等による入札書の受付期間は、上記(1)に同じとし、中部地方整備局 総務部 契約課へ期間内に必着するよう送付すること。
- (4) 開札は、中部地方整備局 総務部 契約課にて別表1.⑤に示す日時において行う。
- (5) 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

12. 入札方法等

- (1) 入札書は電子入札システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し持参又は郵送等すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は原則2回を限度とするが、場合によっては3回目を執行することがある。なお、やむを得ない場合を除き、予決令第99条の2に基づく随意契約には移行しない。
- (4) 電子入札システムで落札者がいないときの随意契約(以下「不落随契」という。)に移行する場合の意向確認は以下による。
 - ① 見積書提出意思のある者は見積書の提出を行うこと。
 - ② 見積書提出意思のない者は辞退届を必ず送信すること。
 - ③ 何ら意思表示のない者は見積書提出意思のない者と見なす。不落随契に伴う見積依頼通知書は、原則として前回の入札に参加した全ての入札参加者に対して送信するものとする。

13. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行名古屋支店)。ただし、利付国債の提供(取扱官庁 中部地方整備局)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁 中部地方整備局)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

14. 工事費内訳書及び工事施工内容確認資料の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書(別記様式6)を電子入札システムにより提出を求める。また、工事施工内容確認資料(別記様式7)については、下記のとおり提出を求める。

1) 工事費内訳書

① 電子入札方式の場合

- (ア) 提出方法：工事費内訳書を(ウ)に示すファイル形式にて作成し、工事費内訳書添付ファイル

ドに工事費内訳書を添付し、入札書とともに送信すること。なお、入札書画面の提出内容確認ボタンを押下後、内容確認画面が表示され「提案内容が添付されていない」旨のメッセージが表示されるが、そのまま入札書提出ボタンの押下を行う。

(イ) 郵送等について：工事費内訳書のファイル容量が1MBを超える場合には、工事費内訳書についてのみ郵送等（締切日時必着）で提出すること。郵送等で提出する場合には、工事費内訳書の一式を送付するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、郵送等に当たっては、二重封筒とし、表封筒に「工事費内訳書在中」と朱書きし、中封筒に工事費内訳書を入れ、その表に「入札件名」を表示すること。郵送等により提出する場合には、入札書の添付書類として、下記の内容を記載した書面（自由様式）を作成し、内訳書フィールドに添付し電子入札システムにより送信すること。

- 1) 郵送等する旨の表示
 - 2) 郵送等する書類の目録
 - 3) 郵送等する書類のページ数
 - 4) 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号
- 郵送等の場合の提出先は 6. に同じ。

(ウ) ファイル形式： 電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合のファイル形式については、7. (1)③と同じ形式で作成し、入札書提出時の内訳書フィールドに添付するものとする。

② 紙入札方式での場合

入札書とともに工事費内訳書を提出すること。

工事費内訳書は、表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

2) 工事施工内容確認資料

(ア) 提出方法：工事施工内容確認資料を電送または電子メールにて、下記(イ)の提出先まで別表1④の入札書受付期間内に提出する。なお、電送で提出する場合は必ず(イ)へ着信確認を行うこと。また、工事費内訳書を14.(1)1)①(イ)又は②により提出する場合は、工事費内訳書と同じ封筒に入れて提出すること。

(イ) 提出先 : 〒460-8514

愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第二号館
中部地方整備局 企画部 情報通信技術課 基準係
電話 052-953-8157 (直通) ファクシミリ 052-953-8484
メールアドレス dentsu@cbr.mlit.go.jp

(2) 施工体制確認型総合評価落札方式を行う場合、工事費内訳書及び工事施工内容確認資料は、価格以外の要素として性能等が提示された入札書の参考図書として提出を求めるものであり、開札時までに入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書が提出されないときは、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出が(1)に違反して行われず、別冊中部地方整備局競争契約入札心得第6条第1項第5号に該当するものとして入札を無効とする場合を除き、価格以外の要素として提示された性能等の審査を行うことなく施工体制評価点を零点とするとともに、加算点についても零点とする場合がある。

(3) 提出された工事費内訳書及び工事施工内容確認資料は返却しないものとする。

(4) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し、記名及び押印（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合には押印は不要）を行った工事費内訳書を提出しなければならず、支出負担行為担当官等（これらの補助者を含む。）が提出された工事費内訳書について説明を求められることがある。また、工事費内訳書が別表各項に掲げる場合に該当するものについては、中部地方整備局競争契約入札心得第6条第1項第12号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

別表

1. 未提出であると認められる場合	(1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
-------------------	---------------------------

(未提出であると同視できる場合を含む。)	(2) 内訳書とは無関係な書類である場合
	(3) 他の工事の内訳書である場合
	(4) 白紙である場合
	(5) 内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）
	(6) 内訳書が特定できない場合
	(7) 他の入札参加者の様式を入手して使用している場合
	2. 記載すべき事項が欠けている場合
3. 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1) 他の工事の内訳書が添付されていた場合
4. 記載すべき事項に誤りがある場合	(1) 発注者名に誤りがある場合
	(2) 発注案件名に誤りがある場合
	(3) 提出業者名に誤りがある場合
	(4) 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5. その他未提出又は不備がある場合	

15. 開札

- (1) 開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (2) 紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。
入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。
なお、紙入札方式参加者で第1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度入札を行うこととなったときは、再度入札に辞退したものとして取り扱われること。
- (3) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。

16. 入札の無効等

- (1) 図面、仕様書及び現場説明書、参考資料等（変更分を含む。）の交付を受けない者は、入札に参加することができない。
- (2) 入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、技術提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに別冊現場説明書及び別冊中部地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて4.に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

17. 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で上記9. (4)により決定するものとする。
ただし、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件

を全て満たして入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

- (2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、19. (1) に示すとおり、予決令第 86 条の調査を行うものとする。

なお、調査基準価格とは、予定価格算出の基礎となった次 (①～⑤) に掲げる額の合計額に、100 分の 105 を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に 10 分の 9.0 を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に 10 分の 9.0 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 7.0 を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に 10 分の 7.0 を乗じて得た額とする。

- ① 直接工事費の額に 10 分の 9.5 を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ③ 現場管理費と機器間接費の額の和に 10 分の 8 を乗じて得た額
- ④ 一般管理費の額に 10 分の 3 を乗じて得た額
- ⑤ 機器単体費の額に 10 分の 8.5 を乗じて得た額

- (3) 非落札者のうち落札者の決定結果に対して不服があるものは、支出負担行為担当官に対して非落札者となった理由について、次に従い、書面 (様式は自由) により説明を求めることができる。

- ① 提出期限： 落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して 5 日以内 (休日を除く。)
- ② 提出方法： 電子入札システムによる。提出後、6. に提出した旨を電話で通知すること。紙入札方式の場合は持参又は郵送等すること。持参又は郵送等の場合の提出場所は、6. に同じ。
- ③ 回答方法： ①の提出期限の翌日から起算して 5 日 (休日を除く。) 以内に、電子入札システムにより回答する。なお、紙入札方式の場合は書面により回答する。

18. 配置予定技術者の確認

落札者決定後、資格要件を満たしていない事が判明した場合や、CORINS 等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお 実際の工事にあたって受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、技術者を変更できるものとする。

変更については、下記を満足することを条件とする。

- ① 病休、退職、死亡、その他の事由等の場合。
- ② 工場製作と現場施工を同一工事で行う場合で交代しても支障がないと認められる場合。
- ③ 工事の進捗状況等現場の施工実態、施工体制等を考慮して途中交代しても支障がないと認められる場合。
- ④ 上記③において途中交代を認める際の現場対応。
 - ・ 交代後の技術者に求める資格及び工事経験は、交代日以降の工事内容に相応した資格及び工事経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。
 - ・ 技術者の交代に際し、継続的な業務が遂行できるよう、新旧の技術者を 7 日以上の間重複配置することを求め、適切な引継を確保するものとする。
 - ・ 工事期間内においては、1 年間に 2 回程度を超えない範囲で認めるものとする。

19. 調査基準価格を下回った場合の措置

- (1) 調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。

なお、その者の入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、入札価格の積算内訳である費目別金額を予定価格の積算の前提とした費目別金額で除して得た割合が一定割合 (機器単体費については 69%、直接工事費については 75%、共通仮設費については 70%、現場管理費 (含む機器間接費) については 70%、一般管理費については 30%のいずれかに該当) を下回る入札をした者については、特別重点調査を実施する。

また、特別重点調査においては、調査基準価格を下回り、かつ上記に示す一定割合を下回る入札をした複数の者について並行して調査を行うことがある。

(特別重点調査の詳細については、中部地方整備局ホームページ : <http://www.cbr.mlit.go.jp/> 「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「低入札価格調査情報」を参照すること。)

また、施工体制確認型において、ヒアリングで求める追加資料に基づき提出した資料と異なる内容を記載しないこと。

- (2) 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に、4.(6)に定める要件と同一の要件(4.(6)②に掲げる工事経験を除く。)を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に支出負担行為担当官に通知することとする。

- (3) 予算決算及び会計令第86条に規定する調査(低入札価格調査)を受けた者との契約については、その契約の保証について請負代金額の10分の3以上とする。また、別冊契約書案第34条第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第5項、第6項及び第7項もこれに準じて割合を変更する。

20. 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

21. 支払条件

前金払	選択事項	
	中間前払金	部分払
有	無	0回

22. 火災保険付保の要否 : 否

23. 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 : 無

24. 再苦情申立て

支出負担行為担当官からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、8.(2)の回答を受け取った日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、また、非落札者のうち落札者の決定結果の説明に不服があるものは、17.(3)の回答を受け取った日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、書面により、中部地方整備局長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情の申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先:

中部地方整備局 主任監査官(契約管理官・技術開発調整官)

電話 052-953-8113(直通) 内線 2114(2222・3120)

時間 10時~16時まで(休日を除く)

25. 関連情報を入手するための照会窓口

6.に同じ。

26. その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊中部地方整備局競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、中部地方整備局競争契約入札心得を遵守すること。
- (3) 技術提案書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は、7. (1)の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

(5) 契約後V Eの提案

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。なお、7. (6)に記載する評価項目に関する内容は対象としない。

(6) 歩掛見積書の提出

① 歩掛見積書の提出

本工事の積算に必要な歩掛見積書を提出する場合は、次に従い、書面（別記様式8）により提出すること。また、作成にあたっては、7. (1)についても留意すること。

(ア) 提出期間：7. (1)①に同じ。

(イ) 提出場所：6. に同じ。

(ウ) 提出方法：7. (1)②に同じ。

ただし、添付するフィールドはいずれでもよい。

② 歩掛見積書作成に関する質問

本工事の積算に必要な歩掛見積書作成に関する質問については、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

(ア) 提出期間：別表1. ⑬のとおり。

(イ) 提出場所：6. に同じ。

(ウ) 提出方法：電子入札システムにより提出すること。提出後、6. に提出した旨を電話で通知すること。紙入札方式の者は、書面を持参又は電子メール（メールアドレス keiyaku@cbr.mlit.go.jp）で提出すること。電子メールの場合には提出後、6. に提出した旨を電話で通知すること。持参又は郵送等の場合の提出場所は、6. に同じ。

③ ②の質問に対する回答書は、電子入札システムにより質問した者については、電子入札システムにより回答するので確認すること、また次のとおり閲覧にも供する。

(ア) 期間：別表1. ⑭のとおり。

(イ) 場所：6. に同じ。

④ 歩掛見積書確認のためのヒアリングの実施

提出された歩掛見積書に関して、その妥当性を確認するため、原則として以下によりヒアリングを実施するが、提出された歩掛見積書により十分に確認が出来ると認められる場合は、ヒアリングを実施しない場合がある。

(ア) 期間：別表1. ⑮のとおり。

(イ) 場所：〒460-8514

愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第二号館

中部地方整備局 企画部 情報通信技術課 基準係

電話 052-953-8157（直通）

(ウ) 実施方法：

- ・企業別のヒアリングの日時は追って通知する。
- ・ヒアリング時には、提出された歩掛見積書の根拠を説明できる資料を持参すること。
- ・出席者は資料の内容を説明できる者とし、出席人数は4名までとする。
- ・ヒアリング時に歩掛見積書の再提出を依頼された場合、速やかに提出すること。

⑤ 歩掛見積書作成方法の留意点

上記①で提出する各歩掛及び日当たり施工量の設定は、標準案に基づくものとする。標準案は設計図書（数量総括表・追加特記仕様書・設計図面）及び見積参考資料に示す。

詳細の歩掛見積書作成にあたっては、別記様式8及び別添資料2に示す下段の注)に留意し作成す

ること。

歩掛見積書に記載する歩掛は、直接工事費を対象としている。このため下請予定者等の見積りをそのまま添付するのではなく間接費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）と区別し直接工事費のみ計上すること。

これらについて提出後、細部の見積りを依頼した場合は速やかな提出をすること。

⑥ 歩掛見積書と工事費内訳書の金額が同額でない場合

当該見積書に記載する歩掛は、入札時に提出する工事費内訳書に記載する金額を拘束するものではない。

⑦ 採用歩掛の公表

採用する歩掛は、電子入札システムにおいて参加資格「有」とした者に対して別表1. ⑩に示す期日までにダウンロードシステムにより公表するので必ず確認すること。ダウンロードせずに行った入札は無効とする。紙入札者に対しては電子メールで公表する。なお、入札時に記載する工事費内訳書に記載する金額は、当該歩掛見積書に記載する金額とできるだけ同一にするものとするが、公表された採用歩掛や技術提案により変更した場合においても、入札無効とすることはない。

(7) 指定工種見積書の提出

① 指定工種見積書の提出

本工事の積算に必要な指定工種見積書を提出する場合は、次に従い、書面（別記様式9）により提出すること。また、作成にあたっては、7.（1）についても留意すること。

（ア）提出期間：7.（1）①に同じ。

（イ）提出場所：6. に同じ。

（ウ）提出方法：7.（1）②に同じ。

ただし、添付するフィールドはいずれでもよい。

② 指定工種見積書作成に関する質問

本工事の積算に必要な見積書作成に関する質問については、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

（ア）提出期間：別表1. ⑬のとおり。

（イ）提出場所：6. に同じ。

（ウ）提出方法：電子入札システムにより提出すること。提出後、6. に提出した旨を電話で通知すること。紙入札方式の者は、書面を持参又は電子メール（メールアドレス keiyaku@cbr.mlit.go.jp）で提出すること。電子メールの場合には提出後、6. に提出した旨を電話で通知すること。持参又は郵送等の場合の提出場所は、6. に同じ。

③ ②の質問に対する回答書は、電子入札システムにより質問した者については、電子入札システムにより回答するので確認すること、また次のとおり閲覧にも供する。

（ア）期間：別表1. ⑭のとおり。

（イ）場所：6. に同じ。

④ 見積書確認のためのヒアリングの実施

提出された指定工種見積書に関して、その妥当性を確認するため、原則として以下によりヒアリングを実施する。

（ア）期間：別表1. ⑮のとおり。

（イ）場所：〒460-8514

愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番1号 名古屋合同庁舎第二号館
中部地方整備局 企画部 情報通信技術課 基準係
電話 052-953-8157（直通）

（ウ）実施方法：

- ・企業別のヒアリングの日時は追って通知する。
- ・ヒアリング時には、提出された見積書の根拠を説明できる資料（内訳書又は単価表、見積書、最近の類似工事における下請との契約書、材料の見積書等）を持参すること。
- ・出席者は資料の内容を説明できる者とし、出席人数は4名までとする。
- ・ヒアリング時に指定工種見積書の再提出を依頼された場合、速やかに提出すること。

⑤ 指定工種見積書と工事費内訳書の金額が同額でない場合

当該指定工種見積書に記載された金額と入札時に提出された工事費内訳書に記載された金額が同

額でない場合にはこの入札を無効とする。

(8) ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いについて

本工事は、ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、監督業務を重点的に実施する工事の対象となった場合を除く。

落札者は、ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いの適用を希望(受注者が共同企業体である場合は、すべての構成員が認証取得者であること。)するときは総括監督員に対し、工事請負契約締結日から14日以内にISO9001 認証取得活用監督業務等申請書に次の①から⑥までに掲げる書類を添えてその承認の申請をすることができる。ただし、③及び④に掲げる書類については、①に掲げる書類によってその内容を確認することができる場合は、提出を要しない。

① ISO9001 認証の取得に係る登録証の写し

② ISO9001 の審査に係る次の書類

(イ) 直近の審査報告書(初回審査、定期審査又は更新審査のいずれかを対象として審査登録機関が発行したものに限る。)の写し。

(ロ) (イ)の審査に係る合否判定結果の写し

③ 本工事を担当する内部組織がISO9001 認証を取得している場合にあっては、その旨を示す書類

④ ISO9001 認証の範囲が、本工事の内容に一致していることを示す書類

⑤ 申請日の前々年度及びその前年度に官庁営繕部又は地方整備局の所掌する工事(土木工事(港湾空港関係を除く。))に限る。)を完成し、その成績評定を受けている場合においては、すべての工事成績評定通知書の写し

⑥ ⑤の成績評定を受けていない場合において、ISO9001 認証の取得以降に官庁営繕部又は地方整備局の所掌する工事(土木工事(港湾空港関係を除く。))に限る。)の成績評定を受けているときは、当該成績評定に係る直近の工事成績評定通知書の写し

総括監督員は、この取扱いの適用が適当と認めるときは、申請日から14日以内に承認し、その旨を申請者に通知する。

総括監督員は、この取扱いの適用が適当でないと認めるときは、申請日から14日以内に、理由を付して、その旨を申請者に通知する。

(9) 電子入札システムは休日を除く、9時から18時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。

電子入札施設管理センターホームページアドレス <http://www.e-bisc.go.jp>

(10) システム操作上の手引き書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。

「電子入札準備手順書」は、電子入札施設管理センターホームページでも公開している。

(11) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

電子入札施設管理センター Tel 03-3505-0514

電子入札施設管理ホームページ <http://www.e-bisc.go.jp>

ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、上記 6.、上記 7. (10)⑤へ連絡すること。

(12) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。

(13) 競争参加資格において、26. (14)に示す区域内に支店又は営業所が所在する(本店の場合を含まない)ことにより競争参加資格を有した上で落札者となった者は、26. (14)に示す区域内の建設業法に基づく支店又は営業所のうち、いずれかの支店又は営業所に関する次の全ての資料を契約締結までに提出すること。契約締結までに資料提出ができない場合は契約締結を行わない。なお、提出資料については、建設業許可行政庁に提出する場合がある。

①26. (14)に示す区域内に所在する支店又は営業所(本店を含まない)の名称及び住所(A4判、代表者記名押印・様式自由)

②支店又は営業所の専任技術者の常勤状況を示す資料として、契約前直近3ヶ月分(着任後3ヶ月に満たない場合は当該期間分)の出勤簿、タイムカード又は業務日報等

(専任技術者とは「建設業許可事務ガイドラインについて (H13.4.3)」【第7条関係】2. 専任技術者について (第2号) に規定)

- ③支店又は営業所の活動状況を示す資料として、電気及び水道の使用量の状況が確認できる、契約前直近3ヶ月分(開設後3ヶ月に満たない場合は当該期間分)の検針票又は請求書等
- ④支店又は営業所の所在状況を示す資料として、外観(看板、建設業法第40条に定める標識を含めること)及び事務スペース等を収めた写真

- (14) 本店、支店又は営業所の所在地として設定した地域は以下に示す区域である。
中部地方整備局管内

別表1 本入札手続きに係る期間等

①	技術提案書等の提出期間	平成24年10月3日から平成24年10月22日までの休日を除く毎日、10時から16時まで
②	入札説明書に対する質問の受領期間	平成24年10月3日から平成24年11月12日まで
③	上記②に対する回答閲覧期間	平成24年11月16日から平成24年11月20日までの休日を除く毎日、10時から16時まで
④	入札の受付期間	平成24年11月19日10時00分から平成24年11月20日12時00分まで(休日を除く。)
⑤	開札日時	平成24年11月22日 10時00分
⑥	施工体制確認のためのヒアリング期間	平成24年11月22日から平成24年11月26日まで 【追加資料の提出を求める場合】 平成24年11月29日から平成24年11月30日まで
⑦	施工体制確認のための追加資料提出の期限日	平成24年11月28日 16時まで
⑧	施工体制確認のための追加資料の提出を行わない旨の提出期限日	平成24年11月27日 16時まで
⑨	競争参加資格の審査及び評価の基準日	平成24年10月22日時点
⑩	競争参加資格の有無の結果の通知日	平成24年11月5日まで
⑪	競争参加資格が無いと認めた者等に対する理由の説明要求期限日	平成24年11月12日 16時まで
⑫	上記⑪に対する回答期限日	平成24年11月19日まで
⑬	見積書に対する質問の受領期間	平成24年10月3日から平成24年10月12日まで 持参の場合：上記期間の休日を除く毎日、10時から16時まで
⑭	上記⑬に対する回答閲覧期間	平成24年10月17日から平成24年10月22日までの休日を除く毎日、10時から16時まで
⑮	見積書確認のためのヒアリング期間	平成24年10月23日(予定)

施工体制確認型総合評価落札方式について

1 調査基準価格

調査基準価格は、入札説明書 17. (2)による。

2 ヒアリングのための追加資料

(1) 入札参加者の申込みに係る価格が1の調査基準価格に満たないときは、次の様式の提出を求めるものとする。なお、1の調査基準価格を満たす者に対して追加資料を求める場合は、別途連絡する。

- ・ 下請予定業者等一覧表 (様式4)
- ・ 配置予定技術者名簿 (様式5)
- ・ 資材購入予定 (機器※を含まない) 先一覧 (様式8-2)
※機器とは工事数量総括表の内、電子応用設備 (機器単体) に示したものをいう。
- ・ 機械リース元一覧 (様式9-2)
- ・ 労務者の確保計画 (様式10-1)
- ・ 工種別労務者配置計画 (様式10-2)
- ・ 建設副産物の搬出地 (様式11)
- ・ 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書 (様式12)
- ・ 品質確保体制 (品質管理のための人員体制) (様式13-1)
- ・ 品質確保体制 (品質管理計画書) (様式13-2)
- ・ 品質確保体制 (出来形管理計画書) (様式13-3)
- ・ 安全衛生管理体制 (安全衛生教育等) (様式14-1)
- ・ 安全衛生管理体制 (点検計画 (様式14-2)
- ・ 施工体制台帳 (様式16)
- ・ 他社へ製作委託又は購入を予定する機器の一覧 (様式-機器単体費1)
- ・ 手持ち機器の活用を予定する機器の一覧 (様式-機器単体費2)
- ・ 自社で製作を予定する機器の一覧 (様式-機器単体費3)

(2) VE提案等の内容に基づく施工を行うことにより、コスト縮減の達成が可能となる場合は、コスト縮減額の算定根拠として、次の様式を提出するものとする。なお、これらの提出がない場合には、当該コスト縮減に関する評価を行わない。

- ・ コスト縮減額算定調書① (様式2-1)
- ・ コスト縮減額算定調書② (様式2-2)
- ・ VE提案等によるコスト縮減額調書 (様式3)

(3) 上記(1)、(2)の様式は、国土交通省中部地方整備局 ホームページアドレス：

<http://www.cbr.mlit.go.jp/contract/kouji/hearing/index.htm>

「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「工事」－「ヒアリングのための追加資料」

<http://www.cbr.mlit.go.jp/contract/teinyusatsu/>

「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「低入札価格調査情報」

→ 低入札価格調査 (特別重点調査)

→ (電気設備工事・受変電設備工事・通信設備工事関係) よりダウンロードすること。

3 審査方法の概要

施工体制に関する審査は、価格以外の要素が提示された入札書 (施工計画等)、入札説明書 7. (5)の施工体制確認のためのヒアリング、上記2(1)の追加資料及び工事費内訳書等をもとに、次の各項目について行う。

なお、入札説明書 7. (5)③に示す「追加資料の提出を行わない旨の意向に係る資料」の提出を行わず、2(1)の追加資料の提出をしない場合及びヒアリングに応じない場合には、入札に関する条件に違反したもものとしてその者の入札を無効とすることがあることに留意すること。

(1) 入札説明書等に記載された要求要件を実現できること

入札価格の範囲内において入札説明書等に記載された要求要件が実現できるかを審査する。審査の結

果、要求要件が実現できないと認めるときは、技術提案を採用せず、標準点、施工体制評価点及び加算点は与えないものとする。

(2) 品質確保の実効性

入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が1の調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、品質確保の実効性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が1の調査基準価格を満たさないときは、工事品質確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、下記の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて品質確保の実効性に係る施工体制評価点を加算する。特に、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど、品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格（予定価格の算定の前提とした各費用項目毎の金額に、直接工事費については75%、共通仮設費については70%、現場管理費（含む機器間接費）については70%、一般管理費については30%、機器単体費については69%をそれぞれ乗じ、さらに100分の105を乗じて得た金額を合計した価格をいう。（3）において同じ。）に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、審査項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に施工体制評価点を加算する。

【審査項目】

- ① 必要とする機器の製作・調達を確実に行うことが可能と認められるか（様式－機器単体費1，2，3）
- ② 建設副産物の受入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能と認められるか（様式11，12）
- ③ 安全確保の体制が構築されると認められるか（様式14－1，14－2）
- ④ その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか（様式13－1，13－2，13－3）

(3) 施工体制確保の確実性

入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現に係る確実性の向上につながるかについて審査する。

入札参加者の申込みに係る価格が1の調査基準価格以上であるときは、審査項目に関する体制が必ずしも十分に構築されないと認める事情がある場合に限り、施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を満点から減点する。

入札参加者の申込みに係る価格が1の調査基準価格を満たさないときは、施工体制確保について契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあることから、審査項目に関する体制が構築されると認める場合に限り、その程度に応じて施工体制確保の確実性に係る施工体制評価点を加算する。特に、下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど、品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格に満たない価格で入札した者については、審査を特に重点的に行い、下記の項目に関する体制をどのように構築するかが具体的に確認できる場合に限り施工体制評価点を加算する。

【審査項目】

- ① 下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか。（様式4，16）
- ② 施工計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか（様式8－2，9－2，10－1，10－2）
- ③ 配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実に認められるか（様式5）

(4) 技術提案の実施に係る確実性の評価

事前に行った技術提案の評価のうち、関連する上記(2)、(3)のヒアリング及び追加資料の審査結果により、施工体制が十分確保されていない場合は、入札説明書9.(2)(イ)の加算点に上記(2)、(3)の満点に対する評価結果により得られる加算点の割合を乗じ、小数点第5位を切り捨てた数値をそれぞれの加算点とする。

競争参加資格確認申請書

支出負担行為担当官
中部地方整備局長 宛

平成 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名 印
(又は〇〇支店長 〇〇 〇〇)

平成24年10月2日付けで公告のあった平成24年度 通信ネットワーク設備工事に係る競争参加資格について確認されたく、別添の書類を添えて申請する。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約する。

注) 印については、紙入札方式による場合のみ押印するものとする。

なお、紙入札方式による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（380 円）に相当する切手をはった長3号封筒を申請書と併せて提出してください。

支出負担行為担当官
中部地方整備局長 宛

〇〇市〇〇区〇-〇-〇
〇〇〇建設株式会社
代表取締役〇〇 〇〇 印
(又は〇〇支店長 〇〇〇〇)

平成 24 年度 通信ネットワーク設備工事 競争参加資格確認資料

等級区分 通信設備工事
所在地 (本社(本店、支店、営業所)の所在地を記入すること。)
業者コード
建設業許可番号 〇〇-〇〇〇〇

連絡先 所 属 :
役 職 :
氏 名 :
電 話 :
E-mail : 0000000@00.00.00

標記について、平成 24 年 10 月 2 日付けで公告のありました「平成 24 年度 通信ネットワーク設備工事」の競争参加資格確認資料を別紙のとおり提出します。

- 注 1) 電子入札システムを用いて提出すること。ただし、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書の合計容量が 3MB を超える場合には、郵送等（締切日時必着）で提出すること。紙入札者は持参も可とする。
- 注 2) 印については、紙入札方式による場合のみ押印するものとする。
- 注 3) 連絡先とは、技術提案書等の内容に対する問い合わせ及び施工体制の確認を行う際における連絡先（担当者）を記載するものとする。なお、施工体制確認のためのヒアリングについては、配置予定技術者に対して行う。

技術者の能力

- ・注意1)チェックは「■」のように記入してください。(「レ」はチェック箇所が不明確になりますのでやめてください。)
- ・注意2)チェック漏れ、チェックミスがあると加点されない場合があります
- ・注意3)最大3名を限度(経常建設企業体にあつては各構成員に対し最大3名を限度)

氏名				
評価項目	評価内容	記載事項		備考(添付書類等)
配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績及び役職	平成9年度以降に、元請けとして施工した同種・類似工事の実績を評価	<input type="checkbox"/> 同種 <input type="checkbox"/> 類似	<input type="checkbox"/> 中部地方整備局発注の実績あり <input type="checkbox"/> 国の機関または政府関係機関発注の実績あり <input type="checkbox"/> 都道府県・政令市(関係機関も含む)発注の実績あり <input type="checkbox"/> 市町村発注・民間事業の実績あり	別記様式3 必要に応じて別記様式3-2
			<input type="checkbox"/> 監理(又は主任)技術者 <input type="checkbox"/> 現場代理人 <input type="checkbox"/> 担当技術者	
継続教育(CPD)単位の取得状況	平成23年4月1日より平成24年3月31日までに配置予定技術者が年間推奨単位以上を取得した場合に評価	<input type="checkbox"/> 年間推奨単位を取得 <input type="checkbox"/> 年間推奨単位を取得していない		建設系CPD協議会等に加盟する団体が発行するCPD単位取得証明書の写し
優良工事技術者表彰(平成21年度～24年度表彰)	中部地方整備局長又は中部地整管内の事務所長(管理所長・室長)より「技術者表彰」を受賞の場合に評価	<input type="checkbox"/> 局長表彰あり <input type="checkbox"/> 事務所長表彰、室長表彰、2回以上あり <input type="checkbox"/> 事務所長表彰、室長表彰あり <input type="checkbox"/> 表彰なし		添付書類必要なし

氏名				
評価項目	評価内容	記載事項		備考(添付書類等)
配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績及び役職	平成9年度以降に、元請けとして施工した同種・類似工事の実績を評価	<input type="checkbox"/> 同種 <input type="checkbox"/> 類似	<input type="checkbox"/> 中部地方整備局発注の実績あり <input type="checkbox"/> 国の機関または政府関係機関発注の実績あり <input type="checkbox"/> 都道府県・政令市(関係機関も含む)発注の実績あり <input type="checkbox"/> 市町村発注・民間事業の実績あり	別記様式3 必要に応じて別記様式3-2
			<input type="checkbox"/> 監理(又は主任)技術者 <input type="checkbox"/> 現場代理人 <input type="checkbox"/> 担当技術者	
継続教育(CPD)単位の取得状況	平成23年4月1日より平成24年3月31日までに配置予定技術者が年間推奨単位以上を取得した場合に評価	<input type="checkbox"/> 年間推奨単位を取得 <input type="checkbox"/> 年間推奨単位を取得していない		建設系CPD協議会等に加盟する団体が発行するCPD単位取得証明書の写し
優良工事技術者表彰(平成21年度～24年度表彰)	中部地方整備局長又は中部地整管内の事務所長(管理所長・室長)より「技術者表彰」を受賞の場合に評価	<input type="checkbox"/> 局長表彰あり <input type="checkbox"/> 事務所長表彰、室長表彰、2回以上あり <input type="checkbox"/> 事務所長表彰、室長表彰あり <input type="checkbox"/> 表彰なし		添付書類必要なし

氏名				
評価項目	評価内容	記載事項		備考(添付書類等)
配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績及び役職	平成9年度以降に、元請けとして施工した同種・類似工事の実績を評価	<input type="checkbox"/> 同種 <input type="checkbox"/> 類似	<input type="checkbox"/> 中部地方整備局発注の実績あり <input type="checkbox"/> 国の機関または政府関係機関発注の実績あり <input type="checkbox"/> 都道府県・政令市(関係機関も含む)発注の実績あり <input type="checkbox"/> 市町村発注・民間事業の実績あり	別記様式3 必要に応じて別記様式3-2
			<input type="checkbox"/> 監理(又は主任)技術者 <input type="checkbox"/> 現場代理人 <input type="checkbox"/> 担当技術者	
継続教育(CPD)単位の取得状況	平成23年4月1日より平成24年3月31日までに配置予定技術者が年間推奨単位以上を取得した場合に評価	<input type="checkbox"/> 年間推奨単位を取得 <input type="checkbox"/> 年間推奨単位を取得していない		建設系CPD協議会等に加盟する団体が発行するCPD単位取得証明書の写し
優良工事技術者表彰(平成21年度～24年度表彰)	中部地方整備局長又は中部地整管内の事務所長(管理所長・室長)より「技術者表彰」を受賞の場合に評価	<input type="checkbox"/> 局長表彰あり <input type="checkbox"/> 事務所長表彰、室長表彰、2回以上あり <input type="checkbox"/> 事務所長表彰、室長表彰あり <input type="checkbox"/> 表彰なし		添付書類必要なし

企業の能力、地域精進度、地域貢献度、施工能力

- ・注意1) チェックは「■」のように記入してください。(「レ」はチェック箇所が不明確になりますのでやめてください。)
- ・注意2) チェック漏れ、チェックミスがあると加点されない場合があります

企業名			備考(添付書類等)
評価項目	評価内容	記載事項	
企業の同種・類似工事の施工実績(平成9年度以降)	平成9年度以降に、元請けとして施工した同種・類似工事の実績を評価	<input type="checkbox"/> 同種 <input type="checkbox"/> 類似 <input type="checkbox"/> 中部地方整備局発注の実績あり <input type="checkbox"/> 国の機関または政府関係機関発注の実績あり <input type="checkbox"/> 都道府県・政令市(関係機関も含む)発注の実績あり <input type="checkbox"/> 市町村発注・民間事業の実績あり	別記様式2
優良工事表彰(平成23、24年度)	中部地方整備局長又は中部地方整備局管内の事務所長(管理所長・室長)より「優良工事表彰」を受賞の場合に評価	<input type="checkbox"/> 局長表彰あり <input type="checkbox"/> 2年連続で事務所長表彰又は室長表彰あり <input type="checkbox"/> 事務所長表彰、室長表彰が1年で複数あり <input type="checkbox"/> 事務所長表彰、室長表彰あり <input type="checkbox"/> 表彰なし	添付書類必要なし
安全工事表彰(平成23、24年度)	中部地方整備局長より「安全工事表彰」を元請として受賞の場合に評価	<input type="checkbox"/> 2年連続安全工事表彰あり <input type="checkbox"/> 安全工事表彰あり <input type="checkbox"/> 安全工事表彰なし	添付書類必要なし
地域貢献等表彰(平成23、24年度)	中部地方整備局管内の事務所長(管理所長・室長)より「地域貢献等表彰」(平成23、24年度)を元請として受賞の場合に評価	<input type="checkbox"/> 2年連続表彰あり <input type="checkbox"/> 表彰あり <input type="checkbox"/> 表彰なし	表彰状の写し
災害活動実績	平成19年4月1日以降に、中部地方整備局管内において、国の機関、政府関係機関、自治体等の要請を受けて緊急に実施した災害支援活動(鳥インフルエンザ等防疫活動を含む)及び「中部地方整備局管外において、中部地方整備局、事務所の要請により災害支援活動を行った実績がある場合に評価 実績により中部地方整備局長、中部地方整備局の事務所長(管理所長)又は機関や自治体等の長から表彰又は感謝状を受けた場合に評価	<input type="checkbox"/> 中部地方整備局及び管内事務所の要請による活動実績あり <input type="checkbox"/> 上記以外の機関からの要請による活動実績あり <input type="checkbox"/> 活動実績なし <input type="checkbox"/> 表彰又は感謝状あり <input type="checkbox"/> 表彰又は感謝状なし	要請書、契約書、感謝状の写し等 別記様式Ⅰ: 災害活動実績概要書
災害協定締結の有無	「入札参加者が会員等となっている法人格を有する団体」と「中部地方整備局」、「中部地整管内の事務所」が災害協定を締結している場合に評価 ・個別企業との協定締結は評価しない	<input type="checkbox"/> 中部地方整備局及び管内事務所との協定締結あり <input type="checkbox"/> 協定締結なし	加盟団体が発行した証明書の写し (平成24年4月1日以降発行に限る)
ボランティアによる地域貢献	中部地整管内における道路・河川行政に係るボランティア活動により、中部地方整備局長から「入札参加者」や「入札参加者が会員等となっている団体」が表彰や感謝状を受けた場合に評価・中部地方整備局長からの表彰、感謝状は、その活動場所が26.(12)に示す区域の場合に評価 ・評価基準日から遡って2年以内の表彰や感謝状が対象	<input type="checkbox"/> 表彰あり <input type="checkbox"/> 表彰なし	表彰状、感謝状の写し 別記様式Ⅱ: ボランティア活動実績概要書
企業の工事成績	中部地方整備局発注(港湾空港関係を除く)の平成22、23年度に完成した通信設備工事の工事成績を評価	<input type="checkbox"/> 実績あり <input type="checkbox"/> 実績なし	参考資料

確認項目	
本工事における設備の製作に係る設計管理、工程管理、検査・試験に関する体制(製作体制)	別記様式4-1
障害時の支援体制、保守部品の供給体制並びに発注者からの技術的内容についての問い合わせ対応体制(アフターケア体制)	別記様式4-2

災害活動実績概要書

災害活動の概要	(記入例) 平成〇年〇月〇日に発生した「〇〇地震」により被災した国道〇号線の土砂撤去及び舗装復旧工事を実施
実施年月日	平成〇〇年〇月△日～平成〇〇年〇月△日
実施場所	〇〇県〇〇市△△
要請を受けた機関	中部地方整備局 (〇〇県)
元請・下請の別	元請 下請
<p>添付した活動実績を証明する書類</p> <p>(記入例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中部地方整備局 (〇〇県) との災害協定書の写し ・ 中部地方整備局 (〇〇県) からの要請書の写し ・ 中部地方整備局 (〇〇県) との契約書の写し ・ 〇〇市が発行した参加実績証明書の写し <p>(活動実績が下請けの場合)</p> <p>関係機関が元請けに発行した上記書類の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 元請けから下請けへの要請書又は契約書の写し (活動実績が二次下請け以降の場合は、下請から下請への要請書又は契約書の写しも添付すること) 	

ボランティア活動実績概要書

活動の概要	(記入例) 平成〇年〇月〇日より「〇〇川清掃活動」に参加
活動年月日	平成〇年〇月△日～平成〇〇年〇月△日
実施場所	〇〇県〇〇市△△
表彰等を受けた機関	中部地方整備局〇〇事務所
表彰年月日	平成〇〇年〇月〇日 ※受賞日より2年間が対象
<p>添付した表彰状・感謝状</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成〇〇年〇月〇日付 〇〇事務所長よりの感謝状 <p><input type="checkbox"/>表彰が団体の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体が発行した参加証明書 	

会社名： _____

同種又は類似工事の施工実績

- ・同種工事：「有線通信設備（光ファイバケーブル布設工事を除く）及び無線通信設備の双方を設置（新設、増設、改良、更新の何れか）した工事」を元請けとして施工した施工実績
- ・類似工事：「有線通信設備（光ファイバケーブル布設工事を除く）又は無線通信設備の何れかを設置（新設、増設、改良、更新の何れか）した工事」を元請けとして施工した施工実績

競争参加資格		同 種 ・ 類 似	
工事名称等	工 事 名 称		評定点 点
	発 注 機 関 名		
	施 工 場 所	(都道府県・市町村名)	
	契 約 金 額		
	工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
受 注 形 態 等	単体/JV (出資比率)		
工事概要	〇〇〇〇	〇〇〇〇m	
CORINS登録の有無		有 (CORINS登録番号) ・ 無	

注 1) 同種・類似の区分いずれかに○を付す。

注 2) 必ず公告において明示した資格があることを確認できる内容を記載する。

注 3) CORINS 登録の区分いずれかに○を付す。「有」に○を付した場合は、CORINS 登録番号を記載する。「無」に○を付した場合は、当該工事の契約書の写しを添付する。

注 4) CORINS に登録無き工事及びCORINS にて工事内容が確認できない工事(簡易 CORINS で登録した工事等)は、契約書の他に施工計画書等の当該工事の内容(同種工事等の工事实績)が証明できる書類を添付する。必要書類の添付がないものは、入札に参加できないので留意すること。

注 5) 経常建設共同企業体にあつては、いずれかの構成員が有する入札説明書に掲げる実績を、記載する。

注 6) 当該工事に係る工事成績評定通知書等の評定点を証明する書類の写しを添付する。ただし、工事評定が実施されていない実績や発注者より工事成績評定通知がされていない実績は、工事完了検査に合格したことを証明する書類又は、発注者への引き渡し完了したことを証明する書類を添付する。その場合は、評定点を65点と見なす。

<評定結果通知の紛失等により写しの提出が出来ない場合>

平成9年度以降の中部地方整備局発注(港湾空港関係除く)の工事は、様式1「工事成績確認申請書」により申請し、様式2「工事成績確認書」の交付を受け、写しを添付する。

なお、申請、受け取りは受注者を原則とし、郵送、電子メールによる受付・送付は行わないため、事前に以下に連絡願います。また、申請から交付には3日程度(休日を除く)を要します。

中部地方整備局 企画部技術管理課 技術審査係

名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館

TEL 052-953-8131 FAX 052-953-8294

表彰の有無

優良工事表彰の有無 (当該工種：通信設備工事)	有 (工事名) ・ 無
安全工事表彰の有無	有 (工事名) ・ 無
地域貢献等表彰の有無 (表彰の写しを添付)	有 (工事名) ・ 無

注 1) 平成23、24年度に優良工事表彰及び安全工事表彰を中部地方整備局(港湾空港関係除く)において受賞した場合は、有に○を付し、工事名を記載すること。受賞していない場合は無に○を付す。

注 2) 平成23、24年度に地域貢献等表彰を中部地方整備局(港湾空港関係除く)において受賞した場合は、有に○を付し、工事名を記載(表彰の写しを添付)すること。受賞していない場合は無に○を付す。

注 3) 優良工事表彰は当該工種の工事において受賞した場合に限り評価対象となるので、留意すること。

配置予定技術者の資格・工事経験

会社名：〇〇〇建設株式会社

配置予定者の氏名		主任（監理）技術者 〇〇 〇〇（フリガナを記載）	
最終学歴		学校名 学科名 〇〇年卒業	
法令による資格・免許		技術士（電子電気部門） 〇〇年〇〇月取得（登録番号：〇〇〇〇） （指定建設業）監理技術者資格者証 〇〇年〇〇月当初交付（現在の交付番号：〇〇〇〇）	
		実務経験 〇年以上（実務経験による資格の場合に記入） ※実務経験による参加資格の場合はその経験が証明できる資料を添付する	
工事名称等	同種又は類似の区分	同種 ・ 類似	
	工事名称		評定点 点
	発注機関名		
	施工場所	（都道府県・市町村名）	
	契約金額		
	工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日	
	従事役職		
	工事内容	（同種又は類似工事であることが確認できる内容を記載）	
	受注形態等	単体/JV（出資比率）	
	CORINS登録の有無	有（CORINS登録番号） ・ 無	
申請時における工事の従事状況	工事名称		
	発注機関名		
	工期		
	従事役職		
	本工事と重複する場合の対応措置		
	CORINS登録の有無	有（CORINS登録番号） ・ 無	
優良工事技術者表彰の有無	有（工事名） ・ 無		
施工体制確認のためのヒアリング対象者区分	ヒアリング対象者（電話番号等） ・ 非対象者		

- 注 1) 同種・類似の区分いづれかに○を付す
- 注 2) 施工体制確認のためのヒアリング対象者の区分について、配置予定技術者を複数名とする場合に、いづれかに○を付す。また、ヒアリング対象者とした配置予定技術者の連絡先（電話番号等）を（ ）内に明記する
- 注 3) CORINS登録の区分いづれかに○を付す。有に○を付した場合は、登録番号を記載する。無に○を付した場合は契約図書の写真及び施工計画書等の当該工事に従事した事が判断できる書類を添付する
CORINSに登録無き工事及びCORINSにて工事内容が確認できない工事（簡易CORINSで登録した工事等）については、契約書その他に施工計画書等の当該工事の内容（同種工事等の工事実績及び技術者の従事実績）が証明できる書類を添付する。必要書類の添付がないものは、入札に参加できないので留意すること
- 注 4) 主任（監理）技術者の工事経験について、品質証明員、土木工事情質確認技術者としての経験は除く
- 注 5) 優良工事技術者表彰の有無について、平成 21 から 24 年度に中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）において優良工事技術者表彰を受賞した場合は、有に○を付し、従事していた工事名を記載する。受賞していない場合は無に○を付す
- 注 6) 従事した工事経験を 1 件記載すること。また、複数の技術者を登録する場合（3 名を限度。）は、本様式を複写し作成する
- 注 7) 経常建設共同企業体にあつては、すべての構成員が配置する技術者をそれぞれ記載することとし、氏名欄に構成員が所属する会社名を記載する。なお、入札説明書 4. (6)①の基準を満たし、4. (4)に掲げる同種又は類似工事の実績を有した技術者以外は同種・類似工事の実績を記載する必要はない
- 注 8) 中部地方整備局発注の工事（港湾空港関係除く。）について、評定結果通知の紛失等により写しの提出が出来ない場合は、別記様式 2 を参照すること
- 注 9) 当該工事に係る工事成績評定通知書等の評定点を証明する書類の写しを添付すること。ただし、工事評定が実施されていない実績や発注者より工事成績評定通知がされていない実績は、工事完了検査に合格したことを証明する書類又は、発注者への引き渡しが完了したことを証明する書類を添付することとし、その場合においては、評定点を 65 点と見なす。
また、転職等により工事成績評定通知書等の評定点を証明する書類の写しを添付することが困難な実績にあつては、検査に合格したことを証明する書類、引渡しが完了したことを証明する書類又は「工事実績情報システム（CORINS）」の写しをもって 65 点と見なす。ただし、評定点が 65 点以上の実績の写しに限る。
- 注 10) 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあつては、当該工事受注後に配置予定技術者の監理技術者資格者証の写し（表裏とも）及び監理技術者講習修了証の写し（表のみ）を提出する。
当該工事を受注した場合において、専任で配置する主任技術者又は監理技術者について、当該工事受注後に配置予定技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係（3ヶ月以上）が明確に判断出来る資料（監理技術者証（表裏とも）又は健康保険被保険者証等）の写しを提出すること

実務経験証明書

下記の者は、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

証明者

〇〇建設電気株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 印

技術者の氏名		生年月日		使用され	平成 年 月から
使用者の商号等				た期間	平成 年 月まで
最終学歴	昭和・平成 年 月 (学校) 科卒業				
職 名	実務経験の内容			実務経験年数	
工事主任	〇〇〇〇工事			平成 年 月から 平成 年 月まで	
〇〇班長	〇〇〇〇工事			平成 年 月から 平成 年 月まで	
総括主任	〇〇〇〇工事			平成 年 月から 平成 年 月まで	
使用者の証明を得ることができない場合	その理由			合計 満 年 月	
				証明者と被証明者との関係	社 員

1. 本工事における設備の製作に係る
 設計管理、工程管理、検査・試験に関する体制
 (工事名：平成24年度 通信ネットワーク設備工事)

会社名：〇〇〇(株)

項 目		記載する内容
設計管理	設計管理担当部署	所在地：〇〇県 名 称：〇〇〇〇〇〇
工程管理	工程管理担当部署	所在地：〇〇県 名 称：〇〇〇〇〇〇
検査・試験	検査・試験担当部署	所在地：〇〇県 名 称：〇〇〇〇〇〇

- ※主たる設備について記載すること。(主たる設備とは入札説明書の競争参加資格(4)の同種工事の設備で本工事に該当する設備を言う)
- ※各体制については自社の担当部署及びその所在地(都道府県名まで)を記載すること。
- ※設備の製作を他者に委託する場合も自社の設計管理、工程管理、検査・試験に関する体制を提出するものとする。
- ※設備を他者に製作委託する場合は、当該者と本件に関する入札価格と入札意思について、いかなる相談も行っていない。
- ※入札説明書で本様式の提出を求めない場合は提出を要しない。

2. アフターケア体制

障害時の支援体制、保守部品の供給体制並びに
発注者からの技術的内容についての問い合わせ対応体制
(工事名：平成24年度 通信ネットワーク設備工事)

会社名：〇〇〇(株)

項 目		記載する内容
障害時の 支援体制	障害時の支援担当部署	所在地：〇〇県 名 称：〇〇〇〇〇〇
	24時間連絡体制の有無	有り・無し
	他者に委託する場合	所在地：〇〇県
保守部品の 供給体制	保守部品の供給担当部署	所在地：〇〇県 名 称：〇〇〇〇〇〇
	保守部品の保管場所	所在地：〇〇県 名 称：〇〇〇〇〇〇
	他者に委託する場合	担当部署所在地：〇〇県 保管場所所在地：〇〇県
技術的内容 の問い合わ せ対応体制	技術的内容の問い合わせ担当 部署	所在地：〇〇県 名 称：〇〇〇〇〇〇
	他者に委託する場合	所在地：〇〇県

※ 各体制は自社の担当部署及び所在地（都道府県名まで）を記載すること。

※ 各体制について他者に委託する場合も自社の担当部署を記載する。

※ 各体制について他者に委託する場合で委託先の保守部品の保管場所、所在地が記載できない場合は記載しなくても良いが、契約後に別途提出するものとする。委託先に関して各体制の担当部署、保守部品の保管場所等については日本国内に所在するとともに日本語での対応が可能で、迅速な体制が確保できなければならない。

※ 障害時の支援体制における24時間体制の有無に関しては、入札説明書で24時間体制を規定している場合に記載する。

技術提案書作成にあたっての条件等 (発注者が設定している標準案等)

標準案

〈発注者が設定している「既設通信設備に対する影響軽減対策」の内容〉

(技術提案に関する留意事項)

1. 前提条件
工事内容は、設計図書の示すとおりとし技術提案の対象は、「ネットワーク設備」の据付・調整とする。
2. 標準案
標準案で計上している項目は、設計図書、電気通信設備工事共通仕様書、電気通信設備工事施工管理基準、工事特記仕様書に示す。
3. 技術提案書作成にあたっての留意事項
 - 1) 前提条件で示した項目を変更する提案は認めない。
 - 2) 標準案に示した項目については、変更して提案することが可能である。ただし、標準案より優れた提案についてのみ評価する。
 - 3) 施工方法によって評価が変わる可能性がある技術提案にあつては、評価が確定できるよう詳細に記載すること。
 - 4) 関係機関と新たに協議が発生する若しくは発生する可能性のある提案は認めない。
 - 5) 構造変更を伴う技術提案については、前提条件に反した提案や設計計算の変更を伴う提案である場合は認めない。
但し、前述以外の軽微な変更の提案である場合は、構造変更の目的や構造上問題がない事を示す添付資料等の内容が明確であれば認める。
なお、添付資料は技術提案の趣旨が担保できれば概略検討でよい。
・ 構造変更を伴う技術提案のうち、提案として認めないものの例。
例 1：主構造物の形状寸法を変更する提案
 - 6) 単に品質管理・施工管理の頻度を増加させるだけの提案は、性能・機能が向上するか否かで評価する。
- 7) 歩掛見積書及び指定工種見積書で提出した項目に関する提案は認めない。

技術提案書記載例

工事名
会社名

「既設通信設備に対する影響軽減対策」

(記入すべき項目)

1) 既設通信設備に対する影響軽減対策についての工夫・提案

提案番号	技術提案の概要	具体的手法と技術的な根拠並びに標準案に対する優位性	備考 (参考資料番号)
①	(25字以内で簡潔に)	・手法： ・効果： ・根拠： ・優位性： (箇条書きで短文、明確に)	資料一〇
②			
③			
④			
⑤			

- 注) 1. 評価項目に対する提案数は5提案までとし、本様式片面3枚以内に簡潔かつ要領よく記述するものとする。なお、文字サイズについては10.5ポイントとする。「技術提案の概要」と「具体的手法と技術的な根拠並びに標準案に対する優位性」の記載内容が一致しない場合は、評価をしない場合がある。
2. 参考資料を添付する場合は、以下に示す項目に留意すること。なお、評価については技術提案書に記載された内容で評価する。
- (1) 参考資料は、技術提案書の内容を補完する図表、写真、文献の抜粋等に止め、A4サイズにて明確に判読できるものとし、技術提案書(別記様式5)を含め片面10枚以内とすること。
- (2) 参考資料にNETISに登録された工法等を記載する場合は、登録番号のみを記載するものとし、その他、カタログ等を含め公表されている資料の写しの添付は必要ない。

支出負担行為担当官
中部地方整備局長 宛

〇〇市〇〇区〇-〇-〇
〇〇〇建設株式会社
代表取締役〇〇 〇〇 印
(又は〇〇支店長 〇〇〇〇)

平成 2 4 年度 通信ネットワーク設備工事 技 術 提 案 書

等級区分 通信設備工事
所在地 (本社(本店、支店、営業所)の所在地を記入すること。)
業者コード _____
建設業許可番号 〇〇-〇〇〇〇 _____
連絡先 所 属 : _____
役 職 : _____
氏 名 : _____
電 話 : _____
E-mail : 0000000@00.00.00 _____

標記について、平成 24 年 1 0 月 2 日付けで公告のありました「平成 2 4 年度 通信ネットワーク設備工事」の技術提案を別紙のとおり提出します。

注 1) 電子入札システムを用いて提出すること。ただし、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書の合計容量が 3 MB を超える場合には、郵送等（締切日時必着）で提出すること。紙入札者は持参も可とする。

注 2) 印については、紙入札方式による場合のみ押印するものとする。

注 3) 連絡先とは、技術提案書等の内容に対する問い合わせ及び施工体制の確認を行う際における連絡先（担当者）を記載するものとする。なお、施工体制確認のためのヒアリングについては、配置予定技術者に対して行う。

技術提案書(○/○)

工事名 : 平成24年度 通信ネットワーク設備工事
 会社名 :

「既設通信設備に対する影響軽減対策」

(記入すべき項目)

1) 既設通信設備に対する影響軽減対策の品質向上についての工夫・提案

提案 番号	技術提案の概要	具体的手法と技術的な根拠並びに 標準案に対する優位性	備 考 (参考資料番号)
①			
②			
③			
④			
⑤			

- 注) 1. 評価項目に対する提案数は5提案までとし、本様式片面3枚以内に簡潔かつ要領よく記述するものとする。なお、文字サイズについては10.5ポイントとする。「技術提案の概要」と「具体的手法と技術的な根拠並びに標準案に対する優位性」の記載内容が一致しない場合は、評価をしない場合がある。
2. 参考資料を添付する場合は、以下に示す項目に留意すること。なお、評価については技術提案書に記載された内容で評価する。
- (1) 参考資料は、技術提案書の内容を補完する図表、写真、文献の抜粋等に止め、A4サイズにて明確に判読できるものとし、技術提案書(別記様式5)を含め片面10枚以内とすること。
- (2) 参考資料にNETISに登録された工法等を記載する場合は、登録番号のみを記載するものとし、その他、カタログ等を含め公表されている資料の写しの添付は必要ない。

工事施工内容確認資料

本資料は、施工体制確認型総合評価落札方式において、価格以外の要素として性能等が提示された入札書の参考図書として提出を求めるものであり、以下の設問について記載すること。

開札後、予定価格の範囲内の価格で申し込みをした入札参加者については、入札説明書に記載された要求要件の実現確実性の向上につながる施工体制が構築されているかどうか、入札書、工事費内訳書及び本資料を参考に、施工体制の構築及び施工内容を審査する。本資料で施工体制の構築及び施工内容の実現確実性の向上が十分確認できる場合は、入札説明書 7. (5) によるヒアリングを実施しない場合がある。ただし、申し込みに係る価格が調査基準価格に満たない者は、入札説明書 7. (5) ③による。

なお、本確認資料の提出がない場合は、施工体制評価点を付与しない場合があるので留意すること。

【品質確保の実効性】

問 1. 元請けとして実施する安全衛生管理の体制について

※以下の設問について記入して下さい。

- ・現場の点検体制 (人数)
- ・安全教育の実施方針 (実施内容・回数等)

問 2. 元請けとして実施する品質管理体制について

※以下の設問について記入して下さい。

- ・品質管理および出来型管理の点検体制 (人数)
- ・品質管理および出来型管理の実施方針 (主な実施内容・頻度等)

【施工体制確保の確実性】

問 3. 元請けとして実施する主たる工種は何を予定していますか。

※以下の設問について記入して下さい。

- ・元請として実施する工事内容
- ・元請として実施する現場の管理体制

問 4. 主たる工種について、下請け業者数は何社予定していますか？

下請けを予定している工種：

_____社を予定

工事名	平成 24 年度 通信ネットワーク設備工事		
会社名			
記入者氏名		本工事での役職	
連絡先			

※ 記入者は、予め別記様式 3 にて提出された配置予定技術者とします。

(別添資料2)

(用紙A4版)

見積り項目は、以下のとおりとする。

工事区分・工種・種別・細別	規格
電子応用設備	
SI費	
SI費	
ネットワーク全体設定費	

なお、徴収する歩掛の内容は、別記様式8によるものとする。

- 注 1) 上記の日当たり施工量が必要な細別については、不稼働率を考慮しない1パーティー当たりの実日当たり施工量を記載すること。
- 注 2) 当該見積書に記載する歩掛は、入札時に提出する工事費内訳書に記載する金額を拘束するものではない。
- 注 3) 各歩掛及び日当たり施工量の設定は、標準案に基づくものとする。標準案は設計図書（数量総括表・追加特記仕様書・設計図面）及び見積参考資料に示す。
- 注 4) 見積書に記載する歩掛は、直接工事費を対象としている。このため下請予定者等の見積もりをそのまま添付するのではなく間接費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）と区別し直接工事費のみ計上すること。
- 注 5) 見積書の作成にあたり、公共工事設計労務単価に規定された職種以外は使用しないこと。

平成24年度 通信ネットワーク設備工事
歩 掛 見 積 書

支出負担行為担当官
中部地方整備局長 宛

〇〇市〇〇区〇-〇-〇
〇〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印
(又は〇〇支店長 〇〇〇〇)

ネットワーク全体設定費

1式当たり内訳表

名称	規格	単位	数量	適用
SI技術者		人		
SI技術員		人		

- 注 1) 上記の日当たり施工量に○が附された細別については、不稼働率を考慮しない1パーティー当たりの実日当たり施工量を記載すること。
- 注 2) 当該見積書に記載する歩掛は、入札時に提出する工事費内訳書に記載する金額を拘束するものではない。
- 注 3) 各歩掛及び日当たり施工量の設定は、標準案に基づくものとする。標準案は設計図書（数量総括表・追加特記仕様書・設計図面）及び見積参考資料に示す。
- 注 4) 見積書に記載する歩掛は、直接工事費を対象としている。このため下請予定者等の見積もりをそのまま添付するのではなく間接費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）と区別し直接工事費のみ計上すること。
- 注 5) 見積書の作成にあたり、公共工事設計労務単価に規定された職種以外は使用しないこと。

平成24年度 通信ネットワーク設備工事
指 定 工 種 見 積 書

支出負担行為担当官
中部地方整備局長 宛

〇〇市〇〇区〇-〇-〇
〇〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印
(又は〇〇支店長 〇〇〇〇)

指定工種

費目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額
電子応用設備(機器単体)		式	1		
通信ネットワーク設備		式	1		
幹線系ネットワーク装置		式	1		
IP伝送装置 三国山中継所		台	1		
IP伝送装置 矢作ダム管理所		台	1		
IP伝送装置 蛇峠無線中継所		台	1		
IP伝送装置 飯田国道事務所		台	1		
IP伝送装置 天竜川ダム統管		台	1		
IP伝送装置 大嶺無線中継所		台	1		
IP伝送装置 天竜川上流河川事務所		台	1		
IP伝送装置 木曾川第二出張所		台	1		
IP伝送装置 木曾川上流河川事務所		台	1		
IP伝送装置 長者屋敷無線中継所		台	1		
IP伝送装置 天竜川上流河川事務所		台	1		
IP伝送装置 船山無線中継所		台	1		
IP伝送装置 高山国道事務所		台	1		

注 1) 指定工種見積もりを提出する項目は別途交付される数量総括表に合わせること。

注 2) 直接工事費の指定工種見積もり作成にあたっては、下請け予定者との契約予定額についても、直接工事

費、共通仮設費、現場管理費に区分し直接工事費のみを計上すること。

注 3) 機器単体費の指定工種見積もり作成にあたっては、下請け予定者との契約予定額についても、機器単体費、機器間接費に区分し機器単体費のみを計上すること。

注 4) 上記は機器単体費及び直接工事費を対象としているが、それ以外の機器単体費又は直接工事費部分の項目についても、標準積算と実勢価格に大きく乖離が生じていると判断した項目については、見積もりを提出することが出来る。

なお、間接費部分(共通仮設費、現場管理費)についても提出できる。

注 5) 上記注 4) によって間接費部分の見積もりを提出する場合は、次の項目に示す内訳下請予定者の一般管理費は現場管理費に計上する。

共通仮設費(積み上げ分)

運搬費、準備費、事業損失防止施設費、安全費、役務費、技術管理費、営繕費

共通仮設費(率分)

運搬費、準備費、安全費、技術管理費、営繕費

現場管理費(率分)

労務管理費、安全訓練等費用、租税公課、社員等給料手当、退職金、保険料、福利厚生費、補償費、通信交通費、交際費、寄付金、その他、外注等一般管理費

工 事 成 績 評 定 点 一 覧 表

会社名： _____

工 種： 通信設備工事

No.	工 事 名 称	発 注 事 務 所 名	工 期	工 事 成 績 評 定 点

注：国土交通省中部地方整備局及び事務所（管理所）（いずれも港湾空港関係を除く）の発注工事で、平成22、23年度に完成した全ての通信設備工事について記載すること。

なお、実績がない場合、工事名の欄に「実績なし」と記載して本資料を提出すること。

平成24年度 通信ネットワーク設備工事

技術提案の評価結果に関する問い合わせ

中部地方整備局

企画部 技術開発調整官 宛

御社名・御担当者名	
御社ご連絡先 (電話番号・メールアドレス・ファクシミリ番号)	・電話番号 ・メールアドレス ・ファクシミリ番号

技術提案の評価結果に関する問い合わせ内容	(1) 既設通信設備に対する影響軽減対策 ※競争参加資格通知時に通知している「評価結果」、「提案番号」及び「技術提案の概要」を記載した上、問い合わせ内容を記載願います。
	「○」又は「－」、提案番号1～5、□□□□□□ a. (問い合わせ内容を箇条書きで簡潔明瞭に記載) 「○」又は「－」、提案番号1～5、□□□□□□ b. (問い合わせ内容を箇条書きで簡潔明瞭に記載) c. (問い合わせ内容を箇条書きで簡潔明瞭に記載) 以下の、技術提案へのアドバイスとなるようなご質問についてはお答えできませんので、ご了承ください。 ・各項目について、それぞれ何点獲得できたのか教えて下さい。 ・評価された提案について、どのような点が評価されたのか教えて下さい。 ・もし、○○○○という提案をしていれば、評価していただいたのでしょうか？

説明内容	(※記載不要)
------	---------

※なお、メール添付する場合は、一太郎(2007 以下)、MicrosoftWord(2002 以下)、圧縮ファイル(LZH 形式)のファイル形式でお願いします。

面談等による説明の申し込み

中部地方整備局

企画部 技術開発調整官 宛

御社名	
御名前（面談者）	（※面談者は会場の都合上、原則1名を記載願います）
競争参加工事名	平成24年度 通信ネットワーク設備工事
面談等の希望日※	第1希望日：平成 年 月 日 午前 又は 午後 第2希望日：平成 年 月 日 午前 又は 午後

※希望日は、落札決定通知日の翌日から起算して7日目（休日を除く）～約2週間内の平日を、第2希望日まで記載願います。

※面談日は都合により希望に添えない場合があります。ご了承下さい。

面談日の連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ・電話番号 ・メールアドレス ・ファクシミリ番号
---------	--

※ファクシミリ着信確認のため電話番号も記載願います。

質問事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ <p>（※1工事当たりの面談時間を10分程度と考えており、円滑な進行のため質問事項等を、箇条書きで簡潔に記載願います。）</p> <p>以下の、技術提案へのアドバイスとなるようなご質問についてはお答えできませんので、ご了承ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各項目について、それぞれ何点獲得できたのか教えて下さい。 ・評価された提案について、どのような点が評価されたのか教えて下さい。 ・もし、〇〇〇〇という提案をしていれば、評価していただいたのでしょうか？
-------	---

※なお、メール添付する場合は、一太郎(2007 以下)、MicrosoftWord(2002 以下)、圧縮ファイル(LZH 形式)のファイル形式でお願いします。

工事成績確認申請書

中部地方整備局

企画部 技術管理課長 宛

〇〇県〇〇市〇〇

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 印

(又は〇〇支店長 〇〇〇〇)

下記の工事における工事成績評定点について、評定通知書を紛失したため確認を申請します。

記

工事名：平成〇〇年度 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事

工期：平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日

受注者名：〇〇〇〇 株式会社（現「△△ 株式会社」）

請負金額(最終)：□□□, □□□, □□□. 円

工 事 成 績 確 認 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

国土交通省中部地方整備局

企画部 技術管理課長

下記の工事における工事成績評定点は、〇〇点であることを確認する。

記

工事名：平成〇〇年度 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事

工期：平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日

受注者名：〇〇〇〇 株式会社（現「△△ 株式会社」）

請負金額(最終)：□□□, □□□, □□□. 円